

年金手続き のしおり

令和4年度

目 次

退職前後の年金手続き等カレンダー	3
公的年金制度について	4
組合員種別と資格喪失について	6
【1】年金請求に係る退職時の手続き	
1. 年金待機者としての登録手続きについて	8
2. 再任用勤務となる場合の手続きについて	10
3. 臨時的任用職員・任期付職員で勤務する場合の手続きについて	11
4. 他府県の公立学校共済組合や他の公務員共済組合へ異動する場合の手続きについて	12
★【退職届書記入要領】	13
【2】繰上げ請求	
1. 老齢厚生年金等の繰上げ請求手続きについて	16
2. 繰上げ支給の老齢厚生年金の制度について	17
3. 「繰上げ支給の老齢厚生年金」の請求を行う際にご注意いただきたいこと	18
4. よくある質問コーナー <繰上げ請求編>	19
★【様式】老齢厚生年金等 繰上げ請求申込書	21
【3】履歴書の作成	25
★【様式】履歴書	31
【4】年金制度について	
1. 受給資格は何年で発生するか〔受給資格〕	34
2. 年金の内訳はどのようになっているのか	34
3. いつから年金が受給できるのか	35
4. 年金の支給期月について〔定期支給期と送金日〕	35
5. 加給年金について	35
6. 年金払い退職給付について	36
7. 年金に係る税金について	40
【5】《こんなときは ガイド》 目次	41
1. 再就職による年金の支給調整について	42
2. 雇用保険法による給付と老齢厚生年金との調整について	45
3. 老齢基礎年金の繰上げ支給について	46
4. 年金の繰下げ制度について	46
5. 一般厚生年金（第1号）の加入期間がある女性の年金請求時期について	47
6. 遺族年金や障害年金など二つ以上の年金の受給権を有することになる場合	48
7. 傷病手当金を受給されている場合について	48
8. 退職一時金の返還について	48
【6】よくある質問コーナー	49
(参考) 他の厚生年金実施機関一覧	51

【7】その他の手続き

1. 任意継続組合員について 5 4
2. 退職後、再就職しない 又は任意継続組合員に加入しない場合 5 8
3. 国民年金第3号被保険者資格喪失後の届出の手続きについて 5 8
4. 退職後も受けられる短期給付について 5 9
5. 貸付金の返済手続きについて 6 0
6. 「宿泊施設特別利用者証」の交付について 6 0
7. 公立共済「福祉保険制度」に加入されている方へ 6 1
(ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度)
8. アイリスプランに加入されている方へ 6 2
9. 長期組合員退職記念事業について 6 2

公的年金制度について

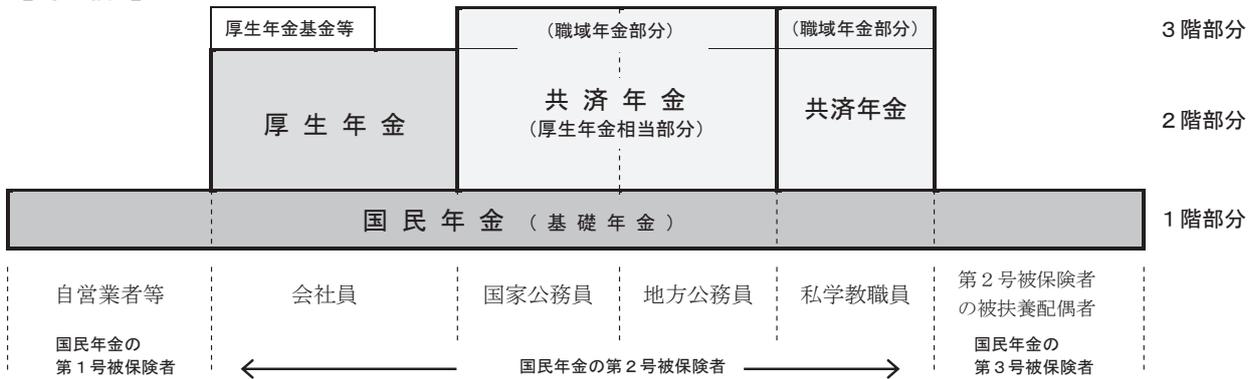
わが国の公的年金制度は、基礎年金制度(国民年金)と被用者年金制度(厚生年金保険)で構成されています。1階部分の国民年金は、20～60歳の全員に共通する制度で、基礎年金を支給します。

2階部分は、被用者(会社員や公務員)のための制度で、給料等に比例した年金を支給します。平成27年10月に被用者年金制度が一元化され、公務員も厚生年金保険に加入することになりました。

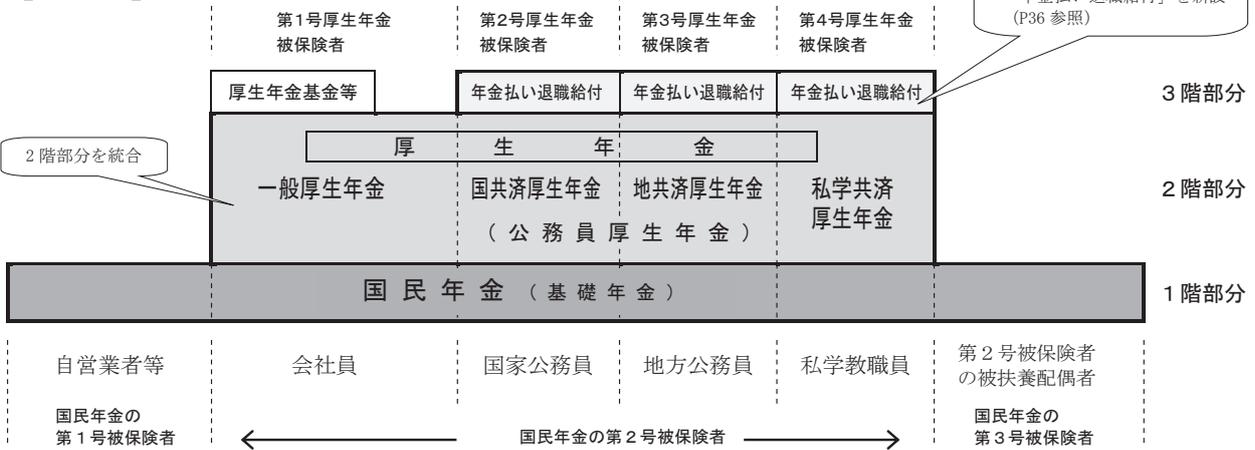
ただし、厚生年金の被保険者(加入者)は勤務の形態により下図の4通りに区分され、実施機関も異なります。公務員としての勤務における年金裁定は、厚生年金期間のうち国共済と地共済の合計期間で計算・支給します。

<被用者年金一元化の制度変更イメージ>

【従前】



【現行】(H27.10～)



<厚生年金保険の種別>

厚生年金の種別	名称	対象者	実施機関
第1号厚生年金	一般厚生年金	民間会社員	日本年金機構
第2号厚生年金	国共済厚生年金	公務員 厚生年金	国家公務員の共済組合
第3号厚生年金	地共済厚生年金		地方公務員の共済組合(公立学校共済組合、地方職員共済組合、市町村職員共済組合など)
第4号厚生年金	私学共済厚生年金	私立学校教職員	日本私立学校振興・共済事業団

※平成27年9月以前の厚生年金保険、各共済組合等の加入期間についても、各々第1号～第4号までの種別の厚生年金保険の期間とみなします。

＜ 国民年金被保険者の種別 ＞

公的年金制度の1階部分となる国民年金の対象者は、以下のように区分されます。

被 保 険 者 の 種 別	対 象 者
国民年金第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業、学生など
国民年金第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者
国民年金第3号被保険者	国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の人

○定年退職後の国民年金への加入について（被扶養配偶者）

組合員が定年退職後に再就職して、第1号～第4号の厚生年金保険に加入すると、その者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は「第3号被保険者」として国民年金に加入します。この手続きは再就職した勤務先（事業所）を経由して日本年金機構へ届け出ます。

組合員が定年退職後、公的年金制度に加入しなければ、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、自ら「第1号被保険者」として国民年金に加入することになり、国民年金保険料を納める必要があります。第3号の被扶養配偶者については、P.58の案内も参考にしてください。

○ワンストップサービス

被用者年金制度の一元化によって、年金の相談や請求書等の提出は、ワンストップサービスの導入ですべての窓口（年金事務所や各共済組合等）において対応ができるようになりました。

（障害給付は除きます）

- ・厚生年金の加入歴が第1号から第4号の複数あったとしても、1か所に請求することですべての厚生年金期間の年金請求をしたことになります。
請求書の提出はどこの窓口でも可能です。（加入歴のない実施機関に請求することもできます。）
- ・請求案内は、年金が受給できる年齢に達する直前に加入していた実施機関（第1号～第4号）から送付されます。
公立学校共済組合の場合は、現職組合員（再任用フルタイム等）は大阪支部から、年金待機者（退職者）は本部から案内します。
- ・最初に受付けた実施機関が他の実施機関に請求書等を回付し、年金の裁定と支給については、第1号から第4号の実施機関が各々の加入期間に応じて別々におこないます。

加入する 厚生年金 の区分	民間会社の勤務	公務員の共済組合に加入した期間		私学教職員の期間
		国家公務員	地方公務員	
	第1号： 一般厚生年金期間	第2号： 国共済厚生年金期間	第3号： 地共済厚生年金期間	第4号： 私学共済厚生年金期間
請求書の 提出窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所 ・各共済組合 ・私学共済事務所 } 原則、どこでも受付可能となります。 *年金相談や各種届出などの多くが、どの窓口でも対応できるようになります。			
年金の裁定	日本年金機構	共済組合（最終に所属する共済組合）		私学共済
年金の支払	日本年金機構	共済組合（ " " ）		私学共済

必ずご確認ください！

組合員種別と資格喪失について

(1) 組合員種別

公立学校共済組合の組合員は、任用形態によって適用される社会保険制度が異なります。年金手続きにかかる主な組合員の種別と適用される制度、任用形態は下記のとおりです。

組合員種別	社会保険制度		主な任用の形態
	年金	健康保険	
一般組合員	公立学校共済組合	公立学校共済組合	常勤一般職員 再任用フルタイム職員 任期付職員 フルタイム非常勤職員（12月超）※2
短期組合員	日本年金機構	公立学校共済組合	再任用短時間職員（週20H超） 臨時的任用職員 パートタイム非常勤職員 ※1 フルタイム非常勤職員（12月以下）※2

※1 非常勤職員の社会保険適用には週20時間以上勤務、報酬月額8,800円、雇用期間2ヵ月1日以上の条件あり

※2 フルタイムの非常勤職員については、雇用が引き続き12月を超えた場合は、13月目の初日から公立学校共済組合の年金が適用され、一般組合員になります。

(2) 組合員資格の喪失

組合員は定年退職後、就職しない等により、組合員資格を喪失しますが、それ以外にも、任用替えにより上記の組合員種別が変更となる際は、いったん前資格を喪失し、新たな任用に応じた組合員資格を取得することとなります。

一般組合員から短期組合員に組合員種別が変わる場合、適用される年金制度のみが公立学校共済組合から日本年金機構に変わるので、健康保険にかかる資格は喪失しませんが、年金に関する組合員資格は喪失し、次頁以降の手続きが必要となります。

・退職に伴い組合員種別が変更になる例

- ① 常勤職員【一般組合員】→再任用短時間職員（20H超）【短期組合員】
- ② 常勤職員【一般組合員】→臨時的任用職員【短期組合員】
- ③ 常勤職員【一般組合員】→非常勤職員（社会保険適用時のみ）【短期組合員】

【 1 】

**年金請求に係る
退職時の手続き**

昭和 37 年 4 月 2 日～

昭和 38 年 4 月 1 日生まれ

1. 年金待機者としての登録手続きについて 令和5年3月31日 提出期限

(昭和37年4月2日から昭和38年4月1日生まれの者)

定年退職により公立学校共済組合の組合員資格を喪失した場合は、共済組合員としての厚生年金加入期間や給料額など年金を裁定するために必要な情報を「年金待機者」として登録するため、「退職届書」を公立学校共済組合大阪支部へ提出していただきます。

なお、再任用(週20時間以上)で勤務する等により、短期組合員になる場合は提出不要です。公立学校共済組合大阪支部で登録を行います。(下表①は待機者登録しません。)

登録が完了しますと、公立学校共済組合本部から「年金待機者登録通知書」及び「年金待機者となられた皆さまへ」のリーフレットが送付されます。

(1) 「退職届書」の提出の要否について

提出が必要な方	令和5年3月の定年退職で公務員の共済組合の組合員資格を喪失する者 ※1 (例) R5.4以降の勤務形態: 就職しない、民間・私立学校就職、再任用短時間勤務(週20時間未満) など
提出が不要な方	令和5年4月以降も引き続き公務員の共済組合の組合員資格を有する者 ①一般組合員の資格が引き続く者 (例) R5.4以降の勤務形態: 再任用フルタイム勤務、任期付職員 ※2、転出者 ※3 ②一般組合員から短期組合員に変更する者 (例) R5.4以降の勤務形態: 再任用短時間勤務(週20時間以上)、臨時的任用職員 ※2 非常勤職員(週20時間以上の一般厚生年金加入者)

※1 任意継続組合員は、短期給付(医療保険)の任意の制度なので、「退職届書」の提出は必要です。

※2 原則、退職届書の提出は不要ですが、発令までの空白期間が9日以上であれば、退職届書の提出が必要になります。

※3 転出者はP.12を参照してください。

(2) 「退職届書」の提出について

・郵送又は送付によりご提出ください。

提出書類	提出先	提出期限
「退職届書(共済組合提出用)」	公立学校共済組合大阪支部	令和5年3月31日

(注意事項)

※ 「履歴書」は、各教育委員会の通知に従い作成し、各教育委員会に提出してください。(退職手当の請求にも必要となります。) (P.25~P.31参照)

※ 年金の繰上げ請求をされる方は、令和5年2月15日が申出期限となります。(P.15~P.23参照)

(3) 年金請求手続きについて

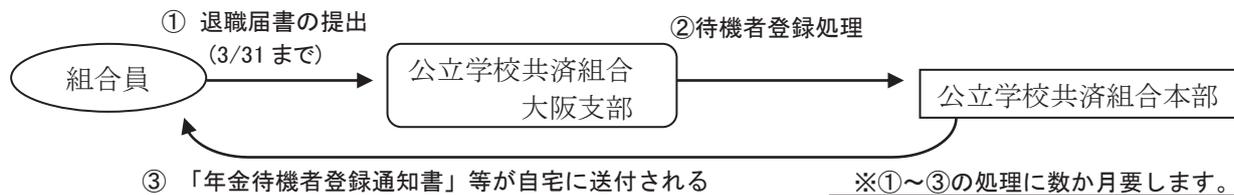
「年金待機者登録」がされていると、65歳に到達する直前に、公立学校共済組合本部から年金請求書類一式が自宅に届きます。65歳の誕生日以降に年金請求の手続きを行ってください。

ただし、定年退職後、公務員以外の厚生年金に加入された場合は、最後に加入した年金実施機関(日本年金機構や他の共済組合等)から請求書類が届きます。

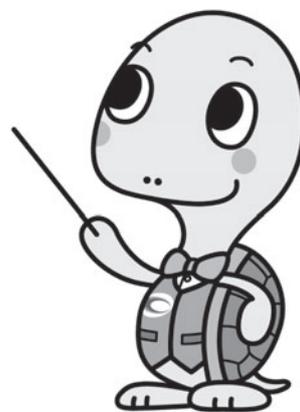
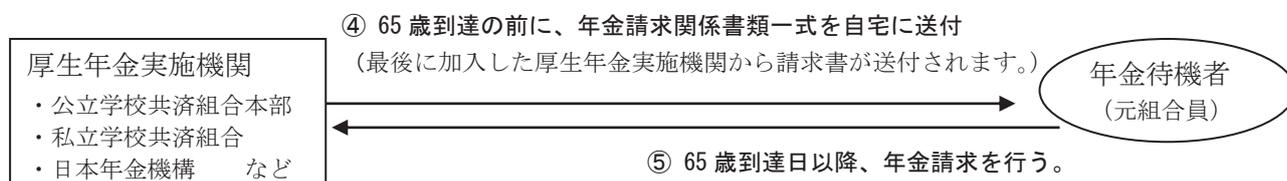
「退職届書」の提出から年金請求までの流れについて、次のページ(P.9)に図を掲載しておりますのでご確認ください。

～退職届書提出から、年金請求までの流れ～

《 定年退職（組合員資格の喪失）時 》



《 年金請求（65歳）時 》



2. 再任用勤務となる場合の手続きについて

再任用フルタイム勤務及び週 20 時間以上の再任用短時間勤務となる方は、「退職届書」の提出は不要です。(P.8 参照)

(注意事項)

※ 「履歴書」は、各教育委員会の通知に従い作成し、各教育委員会に提出してください。(退職手当の請求にも必要となります。) (P.25～P.31 参照)

○再任用フルタイム勤務になる場合

再任用フルタイム勤務では、定年退職前と同様に、公立学校共済組合の一般組合員資格が付与され、引き続き地共済厚生年金（第3号厚生年金）へ加入となるため、手続きは不要です。

再任用フルタイム勤務であることの確認は、共済組合から各教育委員会へ調査します。
(仮に、「退職届書」を提出された場合でも、「年金待機者」の処理は行いません。)

<今後の手続き予定>

(1) 再任用フルタイム勤務を退職される時

年金の支給開始年齢(65歳)に到達した年度末に退職又は短期組合員の資格に切り替わる場合

公立学校共済組合大阪支部から「改定請求書」等を送付します。

提出いただいた内容に基づき、在職中の年金支給停止解除等の退職改定事務を進めます。

(年金決定状況によっては、他の書類の提出を求められることがあります。)

年金の支給開始年齢(65歳)に到達する前に退職又は短期組合員の資格に切り替わる場合

本人の手続きは不要です。

なお、退職により組合員資格を喪失する場合は、公立学校共済組合から「退職届書」を所属所に送付し、所属所から(退職している元組合員を通さず)公立学校共済組合へ提出していただきます。

(2) 年金請求について

年金の受給権が発生(65歳)したときに、再任用フルタイム勤務をされている場合は、公立学校共済組合大阪支部から、「年金請求書」を配付します。

○再任用短時間勤務(週3日など週当たりの勤務時間が20時間以上)となる場合

公立学校共済組合の短期組合員となり、健康保険はそのままですが、年金制度は一般厚生年金(第1号厚生年金)への加入となります。

共済組合の年金の資格喪失に伴う手続きは不要です。(年金待機者としての登録については、共済組合で行います。)

○再任用短時間勤務(週当たりの勤務時間が20時間未満)となる場合

(P.8)に記載の通り、「退職届書」を提出してください。

3. 臨時的任用職員・任期付職員で勤務する場合の手続きについて

○臨時的任用職員（常勤講師や臨時主事等）、任期付職員（育児休業、配偶者同行休業代替等）となる方は、原則、退職届書の提出は不要ですが、発令までに空白期間がある場合は、任用の発令日などによって（P.8）に記載の「退職届書」の提出が必要となる場合があります。

任期付職員（育児休業、配偶者同行休業代替等）は、定年退職前と同様に、公立学校共済組合の一般組合員資格が付与され、地共済厚生年金（第3号厚生年金）へ加入となります。

一方、臨時的任用職員は、短期組合員資格が付与され、年金制度は一般厚生年金（第1号厚生年金）へ加入となります。

一般組合員の資格が引き続く場合や短期組合員の資格に切り替わる場合は「退職届書」の提出は不要です。

（注意事項）

※ 「履歴書」は、各教育委員会の通知に従い作成し、各教育委員会に提出してください。（退職手当の請求にも必要となります。）（P.25～P.31 参照）

定年退職後、臨時的任用職員・任期付職員で勤務する場合の退職届書の要否

定年後の任用形態	任用の発令日	退職届書の要否	年金の加入機関		
			空白期間	任用後	
同一の任命権者の任用	臨時的任用職員	4/9 以前	不要	公立学校共済組合	日本年金機構
	臨時的任用職員	4/10 以降	必要	非加入	日本年金機構
	任期付職員	4/9 以前	不要	公立学校共済組合	公立学校共済組合
	任期付職員	4/10 以降	必要	非加入	公立学校共済組合
異なる任命権者の任用	臨時的任用職員	4/2 以降	必要	非加入	日本年金機構
	任期付職員	4/2 以降	必要	非加入	公立学校共済組合

※ 公立学校共済組合：地共済厚生年金（第3号）

※ 日本年金機構：一般厚生年金（第1号）

（注）空白期間については任命権者の取り扱いによります。

＜任期付職員（一般組合員）の今後の手続き予定＞

（１）任期付職員（育児休業、配偶者同行休業代替等）を退職されるとき

年金の支給開始年齢（65歳）に到達した後に退職又は短期組合員の資格に切り替わる場合

「退職・資格変動調査票（年金受給者用）」（仮称）を公立学校共済組合大阪支部年金グループに提出（郵送・通送又はFAX可）してください。

提出いただいた内容に基づき、在職中の年金支給停止解除等の退職改定事務を進めます。（年金決定状況によっては、他の書類の提出を求めることがあります。）

年金の支給開始年齢（65歳）に到達する前に退職又は短期組合員の資格に切り替わる場合

本人の手続きは不要です。

なお、退職により組合員資格を喪失する場合は、公立学校共済組合から「退職届書」を所属所に送付し、所属所から（退職している元組合員を通さず）公立学校共済組合へ提出していただきます。

（２）年金請求について

年金の受給権が発生（65歳）したときに当支部の一般組合員である場合は、公立学校共済組合大阪支部から「年金請求書」を配付します。

令和4年10月施行の法改正により、臨時的任用職員の方は、年金制度が地共済厚生年金（第3号）から一般厚生年金（第1号）へ変更し、短期組合員となりました。

4. 他府県の公立学校共済組合や他の公務員共済組合へ異動する場合の手続きについて

定年退職後、引き続き、国や他の自治体の公務員として採用され、他府県の公立学校共済組合や他の公務員共済組合の年金制度に加入する場合は、「**転出届書**」を提出してください。それにより、新たに加入する共済組合に年金記録が引き継がれます。

(例)

勤務先	加入する共済組合	加入する年金制度
知事部局への異動	地方職員共済組合へ転出	地共済厚生年金(第3号)
他の都道府県の公立学校教職員	公立学校共済組合の他支部へ転出	地共済厚生年金(第3号)
市町村の教育委員会等の職員	市町村職員共済組合へ転出	地共済厚生年金(第3号)
大阪府警察本部に勤務	警察共済組合へ転出	地共済厚生年金(第3号)
国立の学校教員等	国家公務員共済組合へ転出	国共済厚生年金(第2号)

【 手続き 】

① 「履歴書」は、各教育委員会の通知に従い作成し、各教育委員会に提出してください。

（退職手当の請求にも必要となります。）（P. 25～P. 31 参照）

なお、引き続きことで退職手当が出ない場合、年金用の2部のみ必要となります。

② 退職日以降に、「転出届書」を公立学校共済組合大阪支部 年金グループに提出してください。

※ 「転出届書」は、公立学校共済組合大阪支部のホームページからダウンロードできます。

<https://www.kouritu.or.jp/osaka/>

トップページ [大阪支部について] : [様式集(諸用紙のダウンロード)] ⇒ [長期給付関係(年金)の様式]

退職届書記入要領

この退職届書には、あなたが公立学校共済組合にお届けの氏名・住所・生年月日・所属機関名・職名などをあらかじめプリントしておりますので、ご確認ください。
 なお、氏名又は住所に変更がある場合は、訂正欄に新しい氏名又は住所を記入してください。(その他の項目に誤りがある場合は二重線で訂正してください。)

※記入要領に従い、楷書ではっきりと記入の上、押印してください。

氏名に変更がある場合は、「氏名訂正欄」に氏名を記入してください。
 押印は不要です。

届出日は空欄にしておいてください。

氏名を確認してください。押印は不要です。
 訂正・改姓がある場合は氏名訂正欄に記入してください。

日常生活に一定の支障があり、共済組合へ障害認定を申請された(又はされる予定)の方は、「有」に○をしてください。

過去の組合員期間が待機登録できている場合は、待機者番号が印字されています。印字が漏れている場合は記入してください。「待機者番号」をお持ちでない方は、空欄で提出してください。

職名に誤りがある場合は、二重線で削除(訂正印不要)し、正しい職名を記入してください。

「所属機関名及び職名」、「所属機関の長 氏名」を記入してください。公印や受付印は不要です。
 「証明日」は、空欄にしておいてください。

組合員証が改姓されている場合、旧姓、改姓年月日を記入する必要はありません。

退職年月日を確認してください。
 異なる場合は、ご連絡ください。

電話番号を記入してください。

退職後の住所と印字されている住所が異なる場合は、「住所等訂正欄」に郵便番号・住所・電話番号(携帯可)を記入してください。
 「大字」「小字」「字」のフリガナはつけなくてください。
 また、「丁目」「番地」「号」「棟」のフリガナは「ー」を記入してください。
 あらかじめ印字されている住所からの変更のない場合は記入不要です。

「退職者の配偶者」欄は、財政再計算※に必要な情報となりますので、もれなく記入してください。
 なお、あなたの配偶者が被扶養者として届出がある場合は、あらかじめ内容がプリントしてありますので記入不要です。

- 「配偶者の有無」欄に○をしてください。
- 1で「有」に○をされた方は、「配偶者の生年月日」欄に記入のうえ、「配偶者を扶養していますか」欄の該当するものに○をください。

※「扶養している」とは、配偶者があなたの退職当時にあなたの被扶養者(扶養手当の受給の対象となっている者等)となっていることをいいます。

※ 財政再計算とは・・
 公務員共済全体における掛金・負担金などの収入、年金給付額などの支出について、過去の実績値や配偶者の年齢・扶養の状況などを基に予想額を推計し、将来にわたっての収支の均衡が図れるよう(安定した年金給付が行えるよう)、掛金率や負担金率の見直しを行うものです。

支部	組合員番号	退職届書 [共済組合提出用]											
271230123456		公立学校共済組合理事長 殿											
退職者		フリガナ	コウリツ	タロウ	生年月日	元号	年	月	日	性別			
氏名		(氏)	公立	太郎	昭和	37	04	02		男			
氏名訂正欄		フリガナ			障害状態の有無								
氏名		(氏)			有	無							
退職年月日	元号	年	月	日	旧姓	旧姓	改姓年月日	基礎年金番号					
昭和	05	03	31				昭和	94	5	0	123456		
所属機関名	所属機関名		職名		待機者番号(前歴あり)	種別	証書番号						
職名	△△小学校		教諭		12345678								
退職者の住所等	郵便番号	住所											
の住所等	599XXXX	大阪府 阪南市											
上欄住所のつづき	町名番地等	〇〇〇3丁目											
電話番号	0724-〇〇-〇〇〇〇												
住所等訂正欄	郵便番号	住所											
の住所等													
上欄住所のつづき	フリガナ												
電話番号													
退職者の配偶者	配偶者の有無	「有」の場合は記入して下さい。		配偶者の生年月日	元号	年	月	日	配偶者を扶養していますか				
の配偶者	無	有		昭和	△	〇	12	01	している				

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

所属機関名及び職名 △△小学校

所属機関の長 氏名 校長 福利 次郎

共済組合記入欄(任意)											
重複期間	退年・減退の受給権	みなし25年の退共権	退職事由	義務非義務	所属区分	職名	給付制限	一時金支給額			
								種別	一時金額	受給日	
有・無	有・無	有・無	普通・定年・勤奨・失職	義・非			有・無				昭和
退職②			普通・定年・勤奨・失職	義・非			有・無				昭和
退職③			普通・定年・勤奨・失職	義・非			有・無				昭和
退職④			普通・定年・勤奨・失職	義・非			有・無				昭和
退職⑤			普通・定年・勤奨・失職	義・非			有・無				

審査	作成者

退職時の手続き

【2】繰上げ請求

希望者のみ該当

繰上げ請求を行うことによって、年金が生涯にわたって減額となるほか、今後の年金受給について制約が発生します。

また、繰上げ請求を行った後に取り消すことはできません。

次ページ以降の説明をよくお読みになったうえで、手続きをとっていただくようお願いします。

1. 老齢厚生年金等の繰上げ請求手続きについて

令和5年2月15日 提出期限

- ・60歳以降であれば、請求により年金を繰上げて受給することができます。
- ・在職中でも請求可能ですが、在職中は年金の一部又は全部が支給停止となります。
- ・ここでは、定年退職後に年金を繰上げ請求するための手続き案内となります。

○老齢厚生年金等の繰上げ請求手続きについて

※通常より締切が早くなっていますので、ご注意ください。

提出書類	備考	提出先	提出期限
「退職届書（共済組合提出用）」	P. 13～P. 14 参照	公立学校共済組合	令和5年
「老齢厚生年金等 繰上げ請求申込書」	P. 21 を使用	大阪支部	2月15日

(注意事項)

※「履歴書」は、各教育委員会の通知に従い作成し、各教育委員会に提出してください。(退職手当の請求にも必要となります。) (P. 25～P. 31 参照)

○老齢厚生年金等 繰上げ申込書の提出後について

「老齢厚生年金等 繰上げ請求申込書」を受領後、3月上旬に「繰上げ年金請求書類一式」を申込書に記載された書類送付希望先に送付します。

同封されている案内をよくお読みいただき、令和5年4月分からの年金受給を希望される場合は、令和5年3月31日（必着）までに繰上げ年金請求書類一式を提出してください。

○繰上げ年金請求の書類提出時期について

年金の繰上げ請求は、下記の表のとおり「老齢厚生年金・老齢基礎年金支給繰上げ請求書 ※1」を初めて実施機関（第1号～第4号厚生年金）が受付けした月の翌月分から繰上げ支給の年金が支給されることとなります。

※1 大阪支部では、「老齢厚生年金等 繰上げ請求申込書」提出者に3月上旬に配付する予定です。

請求書受付月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月
繰上げ支給開始年月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月
初回送金月※2	6月中旬以降	6月中旬以降	8月中旬以降	8月中旬以降

※2 提出書類の審査状況により、初回の送金は予定より1～2か月遅れることがあります。

定年退職された翌月分から年金の繰上げ請求をしたい場合は、3月中にいずれかの厚生年金実施機関で繰上げ年金請求書の受付を行う必要があります。

制度上、60歳到達後、在職中に繰上げ年金を請求することも可能ですが、在職中は年金の一部又は全部が支給停止となりますので、令和5年2月以前の請求書の受付は行いません。

なお、他の実施機関(第1号又は第4号厚生年金)から「老齢厚生年金・老齢基礎年金支給繰上げ請求書」を手に入れた場合でも、令和5年2月まではいずれの実施機関へも当該請求書を提出しないよう、お願いします。

2. 繰上げ支給の老齢厚生年金の制度について

○繰上げ支給の老齢厚生年金

繰上げ請求を行うと、支給開始年齢前であっても老齢厚生年金を受給することができます。
(この年金を「繰上げ支給の老齢厚生年金」といいます。)

ただし、繰上げ請求を行うことにより、年金額が減額されます。なお、請求を行うためには、次の①および②に該当する必要があります。

- ① 60歳に到達した日から支給開始年齢に到達する日の前日までの間に繰上げ請求を行うこと。
- ② 受給資格 (P. 34 の 1 参照) を満たし、かつ国民年金の任意加入被保険者でないこと。

◆ 繰上げ支給の老齢厚生年金の支給について

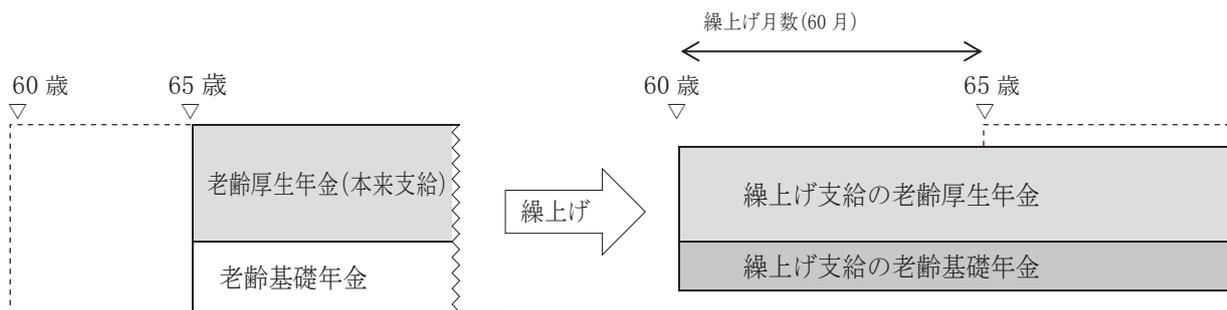
・「繰上げ請求書」を、厚生年金実施機関（公立学校共済組合、年金事務所など）が受付した日（以下「繰上げ請求日」といいます。）の翌月分から支給されます。

・加給年金 (P. 35 参照) を請求する場合、繰上げ請求に関わらず 65 歳からの加算です。

重 要	<ul style="list-style-type: none"> ◆繰上げは、全ての厚生年金加入期間（第1号～第4号）の年金を、同時に繰上げ請求します。 ◆老齢基礎年金も同時に繰り上げる必要があります。 ◆繰上げ請求を行うと、年金額が繰上げた月数1か月あたり0.4%（※）減額され、この水準が生涯続きます。
--------	---

（※）昭和 37 年 4 月 1 日以前生まれの方は、0.5%

（例）65歳支給開始の者が60歳で繰上げ請求した場合



- ・ **経過的職域加算（共済年金）**： 繰上げをしない場合の経過的職域加算額から 60 月分(60 歳～65 歳の月数)が減額されます。 **減額率は 24%（60 月 × 0.4%）**
- ・ **繰上げ支給の老齢厚生年金**： 繰上げをしない場合の老齢厚生年金の額から 60 月分(60 歳～65 歳の月数)が減額されます。 **減額率は 24%（60 月 × 0.4%）**
- ・ **全部繰上げの老齢基礎年金**： 繰上げをしない場合の老齢基礎年金の額から 60 月分(60 歳～65 歳の月数)が減額されます。 **減額率は 24%（60 月 × 0.4%）**

（例）複数の厚生年金に加入されている男性の場合（民間会社：10年勤務、公立学校：25年勤務）

1、60歳で繰上げ請求（公立学校共済組合で受付）⇒ 日本年金機構に請求書を電子回付

2、支給される年金

年金の名称	繰上月数	年金計算	年金裁定、支給
経過的職域加算（共済年金）	60 月	H27 年 9 月までの共済加入期間	公立学校共済組合
繰上げ支給の老齢厚生年金	60 月	25 年分	公立学校共済組合
繰上げ支給の老齢厚生年金	60 月	10 年分	日本年金機構
全部繰上げの老齢基礎年金	60 月	35 年分	日本年金機構

3. 「繰上げ支給の老齢厚生年金」の請求を行う際にご注意いただきたいこと

繰上げ請求を行った場合、以下の制約がありますので、必ずお読みください。

- ① 老齢厚生年金の減額は、生涯にわたって続きます。このため、受け取る期間の長短により、結果的に繰上げ請求しなかった場合よりも受け取る総額が減少することもあります。
- ② 繰上げ請求を行った後に、取消しをすることはできません。
- ③ 繰上げ請求を行った後は、障害基礎（厚生）年金に関する以下の請求等ができなくなります。
 - ・ 事後重症などによる障害基礎（厚生）年金の請求
 - ・ 繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求
 - ・ 3級の障害厚生年金を受給されている方の障害の程度が増進した場合の改定請求
- ④ 繰上げ請求を行った後に、国民年金の寡婦年金を請求することはできません。また、すでに寡婦年金を受給されている方については、寡婦年金の権利はなくなります。
- ⑤ 繰上げ請求を行った後に、国民年金の任意加入被保険者になることはできません。
- ⑥ 繰上げ請求を行った後に、以下に該当する場合は繰上げ支給の老齢厚生年金の一部（又は全部）が支給停止となる場合があります。
 - ・ 障害基礎（厚生）年金・遺族基礎（厚生）年金の受給権がある場合
 - ・ 再就職し、厚生年金保険に加入されている場合
- ⑦ 繰上げ支給の老齢厚生年金の受給者（65歳未満の方）が、雇用保険法による失業等給付（基本手当等）を受ける場合は、繰上げ支給の老齢厚生年金の経過的職域加算を除いた全額が支給停止となります。

※雇用保険法による給付と老齢厚生年金との調整については、P. 45を参照。

よくある質問コーナー < 繰上げ請求編 >

Q 01 60歳で年金の繰上げ請求を行うと、どのくらい年金が減額になりますか。

1か月繰上げごとに、0.4%減額されることとなります。以下、モデルケースを作成しましたので、参考にしてください。

【計算条件：老齢厚生年金 年額 165万円、老齢基礎年金 年額 76万円、60歳到達時から繰上げ請求】

< 繰上げしない場合 >	< 減額率 >	< 60歳から繰上げした場合 >
65歳から老齢厚生年金 165万	0.4%×60月＝最大24%減	→ 60歳から老齢厚生年金 約125万円
65歳から老齢基礎年金 76万	0.4%×60月＝最大24%減	→ 60歳から老齢基礎年金 約57万円

※老齢基礎年金については、日本年金機構が裁定する年金です。老齢基礎年金の繰上げ請求に関する詳細な手続きや試算額等は、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

Q 02 老齢厚生年金の繰上げ請求を考えています。減額率が大きくなるので老齢基礎年金は65歳から受給したいのですが。

それはできません。今回の年金の繰上げの制度は、全ての年金を同時に繰上げることとなっていますので、老齢基礎年金も同時に繰上げ請求を行う必要があります。

また、65歳から老齢厚生年金の他の種別（第1号及び第4号）の受給権を有する場合は、それらの年金も同時に繰上げ請求をすることとなります。

Q 03 令和5年4月から再就職する予定です。繰上げ請求した年金についても一部支給停止になりますか。

繰上げ支給の老齢厚生年金については、再就職先で厚生年金保険に加入する場合（再任用フルタイムを含む）、一部又は全部が支給停止になる可能性があります（P. 42～P. 44 参照）。

一方、繰上げ支給の老齢基礎年金は、支給停止になりません。

再就職先での標準報酬額と、年金額等によっては老齢厚生年金が一部又は全部が支給されないケースが十分に考えられますので、再就職のご予定のある方は、ご注意ください。

Q 04	障がいがあります。定年退職後に就職する予定はなく、年金の繰上げ請求を考えているのですが。
------	--

○障害厚生年金（障害共済年金）の受給権をお持ちの方

障害年金については、年齢に関係なく支給されますが、他の年金の受給権が発生した場合は、一人一年金の制度のため、受給選択をすることになります。老齢年金を繰上げ請求したとしても、障害年金との選択になり、どちらか一方しか受給することができません。

○障害厚生年金（障害共済年金）の受給権をお持ちでない方

年金の繰上げ請求を行うと、今後、障がいの認定の手続きができなくなる可能性があります。障害の等級に認定されるような障がいの状態であれば、状況により障害年金の請求が可能になる場合があります。

詳しくは、年金グループまでご相談ください。

Q 05	年金を繰上げ請求したら不利になりますか。
------	----------------------

○他の年金の受給権（障害年金・遺族年金）をお持ちの場合

一人一年金の制度のため、年金を繰上げ請求したとしても、もともと受給している年金（障害年金や遺族年金）との選択になり、どちらか一方しか受給することができません。

有利かどうかは個別の状況によりますので、年金グループまでご相談ください。

○再就職（厚生年金加入）をする予定の場合

年金を繰上げ請求した場合でも、厚生年金保険に加入するような場合は、再就職先での標準報酬額と年金額等により、繰上げ請求により減額された年金額から、さらに一部支給停止になる可能性があります。（P. 42～P. 44 参照）

再就職の予定のある方は、年金の繰上げ請求についてご注意ください。

年金を繰上げ請求すれば、通常よりも早く年金を受給することが可能となります。しかし、**Q 01** の回答にも記載していますとおり、生涯にわたって減額された年金が続くこととなりますので、どちらが得になるのかは共済組合では判断することができません。

ご自身の他の年金の受給権の有無や退職後の再就職等の予定等、退職後の収入の状況を総合的に勘案して判断していただくこととなります。

老齢厚生年金等 繰上げ請求申込書

記入例

提出にあたっての留意点	<p>この書類は、老齢厚生年金等の繰上げ支給を希望される方の、65歳から年金受給予定の方はこの書類の提出は不要です。</p> <p>なお、繰上げ請求については、「年金請求のしおり」P.15～P.20を熟読し、制約事項等を了解した上で申し込みを行っていただくようお願いします。</p> <p>【提出期限】 ○ 令和5年2月15日までに、退職届書と共に提出してください。</p>			
ふりがな	きょうさい たろう	旧姓	性別	
氏名	共 清 太 郎	田 中	男	女
生年月日	昭和 38年 3月 3日			
組合員証番号	1	2	3	4
所属所名	府立 (大阪) 市立 谷 町 小学校 中学校 高等学校 支援学校 幼稚園 大学 その他			
障害状態の有無	◀ 有 ・ 無 ▶ 有に○の場合 (傷病名)			
退職後の就職の予定	1 予定なし 2 再任用フルタイム 3 再任用短時間 (週20時間以上・週20時間未満) 4 常勤講師 5 私立学校 6 その他 ※ 現在の予定を○で囲む			
書類送付希望先 (1・2のいずれかに○をしてください)	<p>1. 所属所 (本人 ・ 担当者名)</p> <p>2. 自宅 (自宅送付を希望される場合は、住所等を記入してください)</p> <p>〒 123 -4567</p> <p>住 所 大阪市 中央区 谷町マンション 102号室</p> <p>電話番号 06-1234-5678</p>			
* ↑太線枠内のみ記入願います。				
【共済組合使用欄】	配付方法	窓口 (本人・代理) ・ 郵便 (学校・自宅) ・ 通送		
原票抜出・作成	用紙配付年月日	令和 年 月 日		

繰上げ請求

【問い合わせ先】

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 公立学校共済組合大阪支部 年金グループ
(直通) 06-6941-2864 FAX 06-6941-3672

【 3 】 履歴書の作成

履歴書については、各市町村教育委員会や大阪府教育委員会へ提出することになります。

他の年金関係の書類とは提出先や提出期限が異なりますのでご注意ください。

履歴書の作成

「履歴書」は、4部作成してください。

老齢厚生年金等の年金額を算定するため（2部）及び退職手当の請求のために（1部）「履歴書」が必要です。残りの1部は任命権者の控えとなります。

履歴書に、採用から退職までの履歴事項を記入し、それを3部コピーしてください。

【履歴書の様式】 ※ご自身で作成する場合は、記入例P.29を参照のうえ作成してください。

- ① 様式P.31を切り取り使用することができます。
- ② 公立学校共済組合大阪支部のホームページからダウンロードすることができます。
 - ・PDF形式：トップページ〔諸用紙のダウンロード〕→〔長期給付関係（年金）〕
 - ・Word形式：トップページ〔組合員専用ページ〕→（都道府県選択、組合員証番号、生年月日を入力してログイン）→〔様式集〕

※ 手書き・パソコン作成どちらでも可。

※ 府立学校の教職員は、SSCの「人事記録」を出力することにより、年金請求等の履歴書に代用することができます。（下記、「II、SSCの「人事記録」を代用する際の注意事項」を参照）

作成が不要な所属所（別途任命権者等で作成し共済組合に直接提出されます。）

- ① 大阪府教育庁の職員
 - ② 大学の教職員
 - ③ 堺市立小中学校・高等学校・支援学校・幼稚園等
 - ④ 大阪市立小中学校・高等学校・幼稚園等
- ※大阪市は退職手当用に別途1部必要です。

I、履歴書作成における注意事項

① 大阪府で教職員に採用される前に、府費負担教職員以外の前歴（他府県等で公務員として勤務されていた前歴・市費負担教職員の前歴・常勤講師として勤務されていた前歴等）がある場合は、それらの前歴から退職までを必ず通して作成してください。

※ただし、他共済や他支部の前歴等については、当共済組合大阪支部に履歴書等が提出されていますので、この期間の履歴書を取り寄せる必要はありません。

② 大阪府で教職員に採用された後に、府費負担教職員以外の経歴（市町村教委への異動・国家公務員への異動・市費負担教職員へ異動等）がある場合は、それらの経歴も含めて作成してください。

※市費負担教職員の方も、上記①②と同様に市費負担教職員以外の前歴や経歴がある場合は、すべて含めて履歴書を作成してください。

II、SSCの「人事記録」を代用する際の注意事項

① SSCで出力した「人事記録」に記載されていない経歴（他府県等の経歴や府費負担以外の経歴等）がある場合は、その経歴のみを別途「履歴書」（様式P.31を切り取り使用）に記載し作成してください。（上記「I、履歴書作成における注意事項」を参照）

② SSCで出力した「人事記録」に、最終の昇給発令がなされた方は、【「令和5年1月1日」】の事項【「〇級〇号給を給する」】及び退職発令【「令和5年3月31日」】の事項【「定年により本職を免ずる」】が記載されていないので、それぞれ手書きで追記してください。

③ 所属所長は上記事項を確認の上、公印で証明印【「上記のとおり相違ないことを証明する。」】を押印してください。

④ 「人事記録」の出力方法については、退職手当の請求関係の案内を参照してください。

履歴書提出の流れ 及び記入要領は下記のとおりです。

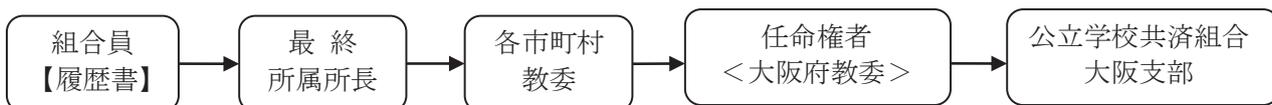
※ 年金関係の提出書類とは、提出先や提出期限が異なりますのでご注意ください。

(1) 履歴書の流れ

履歴書の提出については、各市町村教育委員会又は大阪府教育委員会への退職手当の請求関係にあわせて履歴書の作成をしていただき、下記のように提出願います。

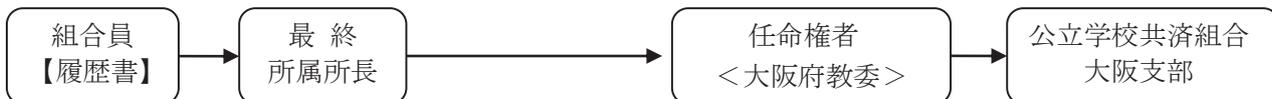
I) 市町村立学校が最終所属の方 <府費負担教職員に限る>

※ただし豊能地区3市2町（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）立の学校は除く

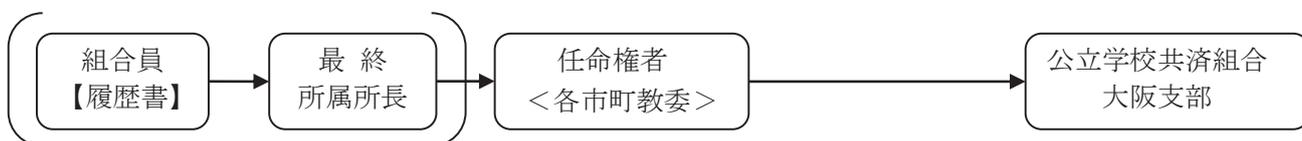


II) 上記を除く学校及び幼稚園が最終所属の方

① 大阪府立学校



- ②
- ・大阪市立小中学校・高等学校・幼稚園等 …大阪市は市教委が作成。(退職手当請求には別途必要)
 - ・堺市立小中学校・高等学校・支援学校・幼稚園等 …堺市は市教委が作成。
 - ・豊能地区3市2町（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）立 小中学校・幼稚園等
 - ・岸和田市立産業高等学校・東大阪市立日新高等学校<市費負担>
 - ・市立幼稚園・認定こども園



(2) 履歴書の記入要領（次ページの記入例を参照してください。）

※ 手書き・パソコン作成どちらでも可

- a) 所属所が所管する人事記録カード（履歴書）をもとに、任免・転任・昇格・昇給・休職・停職・退職等を発令どおりに記入してください。（朱書き等色分けは必要ありません。）
- b) 給与改定等、発令が年月日順になっていない部分がありますが、人事記録カード（履歴書）の記載どおりに記入してください。
- c) 記入誤りが生じたときは、誤りの箇所を二重線で消し、余白に書き直してください。そして、その行の欄外に「〇〇字訂正」と記入してください。
- d) 府費負担教職員及び府立学校教職員の方については、「略式記入」によることができます。
「略式記入」・・・採用以降の昇給・給与改定事項については、適用法律、条例の名称は略してもよく、また「給料表」、「級号給(号俸)」の字句を省略し、級号給(号俸)を「—」で結ぶのみでよい。
ただし、枠外号給については本給を明示すること。
- e) 採用辞令については略さずに記入し、その後、昭和 54 年度までに発令された定期昇給、特別昇給及び給与改定事項の記入は省略して差しつかえありません。ただし、任免は略さずに記入してください。

記入例

職員番号を記入

別紙様式第11号

職員番号					
1	2	3	4	5	6

転出先(転出雇用のみ記入)	都道府県
	学校

履 歴 書

(ふりがな)	てんま たろう	生年月日	昭和 37 年 4 月 2 日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
氏名	天満 太郎	旧氏名		改姓年月日	年 月 日
年 月 日	事 項			発 令 庁	
60. 4. 1	大阪府八尾市公立学校教員に任命する			大阪府教育委員会	
	教育職給料表(三)2等級6号給を給する				
	大阪府 八尾市立〇〇小学校 教諭に補する				
60. 7. 1	昭和60年条例第 46号	2 - 6		〃	
61. 4. 1	昭和61年条例第 37号	2 - 6		〃	
61. 4. 1	昭和61年条例第 46号附則第4項	2 - 7		〃	
62. 1. 1		2 - 7 (取消)		〃	
62. 4. 1	昭和62年条例第 38号	2 - 7		〃	
62. 4. 1		2 - 8 7		〃	
62. 4. 1	昭和62年条例第 38号附則第4項	2 - 11		〃	
63. 4. 1	昭和63年条例第 37号	2 - 8 調整額 10%		〃	
(記入例のため途中省略)					
8. 4. 1	平成 8年条例第 66号	2 - 15		〃	
7. 4. 1	平成 7年条例第 53号	2 - 16		〃	
8. 4. 1	平成 8年条例第 66号	2 - 16 (特別昇給)		〃	
10. 4. 1	平成 10年条例第 8号	2 - 18		〃	
11. 4. 1	平成 11年条例第 11号	2 - 19		〃	
11. 4. 1	平成 11年条例第 52号	2 - 19		〃	
(記入例のため途中省略)					
18. 4. 1	平成18年条例第9号附則第2項から第7項までの規定により			〃	
	小学校・中学校教育職給料表 2級 94号給を給する				
18. 4. 1	平成18年条例第9号附則第9項の規定による給料392,600円			〃	
	を給する				
19. 1. 1	平成18年条例第102号による改正後の平成18年条例			〃	
	第9号附則第9項の規定による給料385,848円を給する				
19. 4. 1	平成19年条例第91号附則第3項により			〃	
	小学校・中学校教育職給料表 2級 99号給を給する				
20. 1. 1				2 - 103 (現給保障)	
21. 1. 1				2 - 108	
(記入例のため途中省略)					
25. 4. 1	平成25年条例第2号により、2級120号給(396,200円)を給する			〃	
25. 12. 1	平成26年条例第8号により、2級120号給(406,900円)を給する			〃	
26. 1. 1				2 - 124 (410,100円)	
26. 4. 1	平成26年条例第186号により、2級124号給(417,500円)を給する			〃	
(記入例のため途中省略)					
5. 3. 31	定年により本職を免ずる			〃	
以下余白					
上記のとおり相違ないことを証明する。					
令和	年	月	日	任命権者	職 名
				氏 名	印

法律や条例の番号のみ記入

年月日順になっていなくても人事記録カード等のとおり記入

定年前の退職の場合、「願により本職を免ずる」と記入

任免の発令は略さずに記入

人事記載カード等に「取消」と記入されているものは、そのまま記入

記入誤りはこのように訂正してください。

1字訂正

支援学級担当の給料の調整額も記入

現給保障は本給金額を記入(金額の変動があることに記入してください)

現給保障が適用の場合その旨を記載

(例)この部分に八尾市教育委員会が証明する

(例)任命権者の大阪府教育委員会が証明する

1. 学歴、位記、勲記、賞与等の記入は、必要がありません。
2. 任免、転任、昇格、昇給、休職、停職、特命等は、順をおって、隙間のないように詳しく記載してください。

記入しない
(任命権者が記入・押印)

【4】年金制度について

年金制度について

1. 受給資格は何年で発生するか [受給資格]

(1) 受給資格期間が 10年以上 必要です。 受給資格期間は、下記の期間を合算します。

区 分		備 考	
a	厚生年金保険 の加入期間	第1号：一般厚生年金	民間会社で働いた期間
		第2号：国共済厚生年金	国家公務員の共済組合に加入した期間
		第3号：地共済厚生年金	地方公務員の共済組合に加入した期間
		第4号：私学共済厚生年金	私立学校の共済組合に加入した期間
b	国民年金保険料納付済期間		
c	国民年金法に規定する保険料免除期間	生活保護等により免除された期間	
d	国民年金法に規定する合算対象期間	任意加入期間など	

(2) 受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮されました。

平成 29 年 8 月 1 日施行

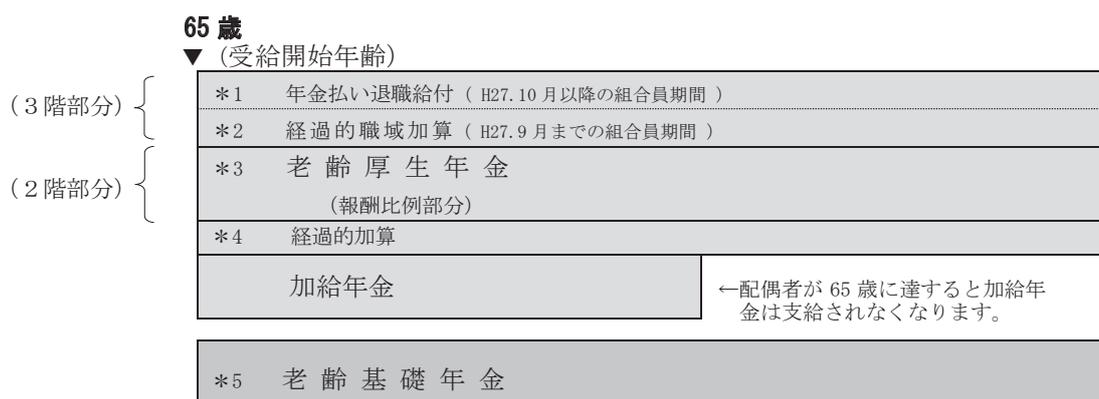
従前は、年金の受給資格を満たすには「25 年以上」の資格期間が必要でしたが、平成 29 年 8 月 1 日から、「10 年以上」の受給資格期間で年金が請求できるようになりました。

2. 年金の内訳はどのようになっているのか

老齢厚生年金は次図のような内訳で構成されています。(ただし、これは令和 4 年度末の定年退職予定者の一般的なパターンであり、全ての人に当てはまるものではありません。)

(本来支給の) 老齢厚生年金

[支給要件] 受給資格を満たし、65 歳に達した人 (1 月以上の厚生年金加入期間が必要)



- *1 年金一元化で共済年金の職域年金部分が廃止され、新たに創設されました。
- *2 旧共済年金制度の職域年金部分。平成 27 年 9 月までの組合員期間と給料を基に算出します。
- *3 採用から退職までの給料を基に算出する報酬比例部分。
- *4 基礎年金の算定月数が 480 月 (40 年) に満たない場合、20 歳未満や 60 歳到達後の厚生年金加入期間があれば、その月数の差が加算されます。
- *5 65 歳に達した後、日本年金機構から支給されます。
(令和 4 年 4 月現在・満額で 777,800 円)

(参考)

振替加算

老齢基礎年金

▲ 配偶者 65 歳

3. いつから年金が受給できるのか (令和4年度末の定年退職者の場合/S37.4.2~S38.4.1生)

厚生年金加入期間が1月以上で、P.34の1の受給資格を満たす方は、**65歳**で「(本来支給の)老齢厚生年金」の受給権が発生し、原則65歳に到達した月の翌月分から受給することが可能です。
(1日生まれの者に限り、65歳に到達した月から受給可能)

4. 年金の支給期月について [定期支給期と送金日]

原則、年金の送金については下表のとおり、**2か月分**が**後払い**されることとなります。

対象月	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分	12月分 1月分	2月分 3月分
送金日 ※	6月15日	8月15日	10月15日	12月15日	2月15日	4月15日

※15日が土曜日のときは14日、日曜日のときは13日となります。

年金の裁定には時間を要し、請求書を共済組合に提出してから3~4か月以上かかります。

そのため、最初の送金は、上記スケジュールではなく、年金が裁定され、送金手続きができ次第となります。ご注意ください。

5. 加給年金について

(1) 支給要件

満65歳に達した時、次の①、②の要件を満たす場合に支給されます。

- ①厚生年金加入期間(第1号~第4号での合計)が20年以上あること
(第1号~第4号の複数の厚生年金制度の加入があれば、最も期間の長い制度で加算します。)
- ②次表の者の生計を維持していること(扶養認定、又は税法上の扶養者との関連はありません。)

配偶者	給与収入が年額850万円未満(5年以内に定年退職し850万円未満になる場合を含む)又は所得が年額655万5千円未満で、65歳未満の者
子	18歳に達した年度末までの者、又は20歳未満で共済組合が定める障害等級1~2級に該当する者

(2) 加給年金額 (令和4年度単価)

対象者		加給年金額	特別加算額*
配偶者		223,800円	165,100円
子	2人目まで1人につき	223,800円	—
	3人目から1人につき	74,600円	

*特別加算額は**組合員の生年月日に応じて**加算されます。
(昭和18年4月2日以降生まれの方は左記の額)

(3) 請求方法 (加給年金対象者の生計維持認定)

(本来支給の)老齢厚生年金の請求時(65歳)に上記(1)の支給要件を満たす配偶者等の認定を行います。

(4) 加給年金額の停止

上記(1)の支給要件に該当する者がいても次の条件に当たる場合は、その条件がなくなるまで支給が停止されます。

- ◇ 加給年金対象者が厚生年金等の公的年金(厚生年金加入期間の合計が20年以上あるもの及び障がい給付事由とするもの)の受給権を有するとき。(国民年金の障害基礎年金、議員年金を除く。)
- ◇ 年金受給者本人が65歳以上で、再就職などで厚生年金(第1号~第4号)に加入となって、年金が全額支給停止となっている場合。

(5) 加給年金の失権

加給年金対象者が次の要件に該当した場合には失権し、支給されません。また、いったん失権すると再び支給されることはありません。

- ◇ 死亡したとき。
- ◇ 離婚、婚姻等で、年金受給者との戸籍関係が絶えた場合。
- ◇ 配偶者が65歳となった場合。
- ◇ 子が18歳に達した年度末をむかえた場合。共済組合が定める障害等級1~2級に該当する子が20歳に達した場合。
- ◇ 対象者の収入が、(1)の支給要件に示した限度額を超えた場合。

6. 年金払い退職給付（法令上の正式名称：退職等年金給付）について

共済年金の3階部分にあたる「職域年金相当部分」が廃止され、新たな制度として創設されました。平成27年10月以降の組合員期間が算定の基礎となります。

旧「職域年金相当部分」は、共済年金の一部であり、現役世代の掛金収入で年金受給者の給付を賄う『賦課方式』でした。

一方、「年金払い退職給付」は公務員の退職給付の一部として導入されたもので、将来の年金給付に必要な原資を予め保険料で積み立てる『積立方式』です。

(参考) 給料明細の掛金表記例

標準報酬月額 500,000 円 (R 4.10.1)

共済掛金	短期	23,300 円
	介護	4,410 円
	長期/厚年	45,750 円
	退職等年金	3,750 円

毎月の標準報酬月額および期末手当等の額を基に算出した額(付与額)を退職するまで積み立てます。付与額に利息を合計した額(給付算定基礎額)をもとに年金額が決定されます。

積み上げている給付算定基礎額の残高は、在職中の組合員には年1回通知することとなっており、令和4年には7月に公立学校共済組合本部から住所あてに圧着ハガキで送付されています。

「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」には、前年度(4月から翌年3月まで)の給付算定基礎額の残高などが表示されています。

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書 サンプル



101-0062
東京都千代田区
神田駿河台2-9-5

公立 太郎 様

1806285 221121 0000001# 00000001
00001/00001 00000001



大切なお知らせ

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

問い合わせ先

【令和3年度末残高】



公立学校共済組合

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

<https://www.kouritu.or.jp/>

電話 03-5259-1122

受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時から午後5時30分まで

*間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。

*電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただきます。

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください。

(水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。)

親展

給付算定基礎額残高通知書

(3 年 4 月 ~ 4 年 3 月)

公立 太郎 様

(86841000000025) 単位 円

(入金) 期月	①標準報酬月額	②付与額	③利息	④給付算定基礎額残高
前年度末				567,183
4 月	500,000	7,500	28	574,711
5 月	500,000	7,500	29	582,240
6 月	1,670,000	25,050	30	607,320
7 月	500,000	7,500	30	614,850
8 月	500,000	7,500	31	622,381
9 月	500,000	7,500	31	629,912
10 月	500,000	7,500	0	637,412
11 月	500,000	7,500	0	644,912
12 月	1,644,000	24,660	0	669,572
1 月	500,000	7,500	0	677,072
2 月	500,000	7,500	0	684,572
3 月	500,000	7,500	0	692,072

* 標準報酬月額 欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。

区 分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額
⑤ 前 回 度 末	567,183		
⑥ 付 与 額 累 計	124,710	—	—
⑦ 利 息 額	179		
⑧ 今 回 通 知	692,072		
⑨ 給付算定基礎額等合計	692,072		
⑩ 年 金 払 い 退 職 給 付 加 入 期 間			6 年 6 月
⑪ 付 与 率	令和3年4月～令和4年3月		1.500 %
			%
⑫ 基準利率(年率)	令和3年4月～令和3年9月		0.060 %
	令和3年10月～令和4年3月		0.000 %

基礎年金番号 999999999

作成 令和 4 年 6 月 23 日

用語の補足説明

①付与率：現在の付与率は、掛金率と負担金率を合算した率と同じ率になっています。



②付与額：給料から徴収した掛金と雇用主が納めた負担金の合計です。保険料は労使折半なので、掛金の倍額となります。(雇用主が、掛金と同額の負担金を支払っています。)

(1) 退職年金

1年以上引き続き組合員期間※を有する方が、退職した後65歳に達したとき、又は65歳に達した日以後に退職したときに支給されます。 ※ 施行日以前の組合員期間も含まれます。

受給は基本65歳からですが、60歳から繰上げ、又は75歳(注)まで繰下げでの請求することも可能です。この場合、利子分だけ給付算定基礎額残高が増減します。

(注) 昭和27年4月1日以前生まれの方は70歳まで。

退職時まで積み立てた給付算定基礎額の半分は有期年金、半分は終身年金として支給され、有期年金は10年又は20年支給のいずれかを選択します。(一時金の選択も可能です。)

受給者がお亡くなりになった場合は、終身年金部分は終了し、有期年金の残余年月がある場合は、遺族に一時金として支給されます。

(年金額)

有期退職年金： $\text{給付算定基礎額残高} \times 1/2 \text{ ※1} \div \text{有期年金現価率} \text{ ※2}$ で計算します。

有期一時金： $\text{給付算定基礎額残高} \times 1/2 \text{ ※1}$ が一時金となります。

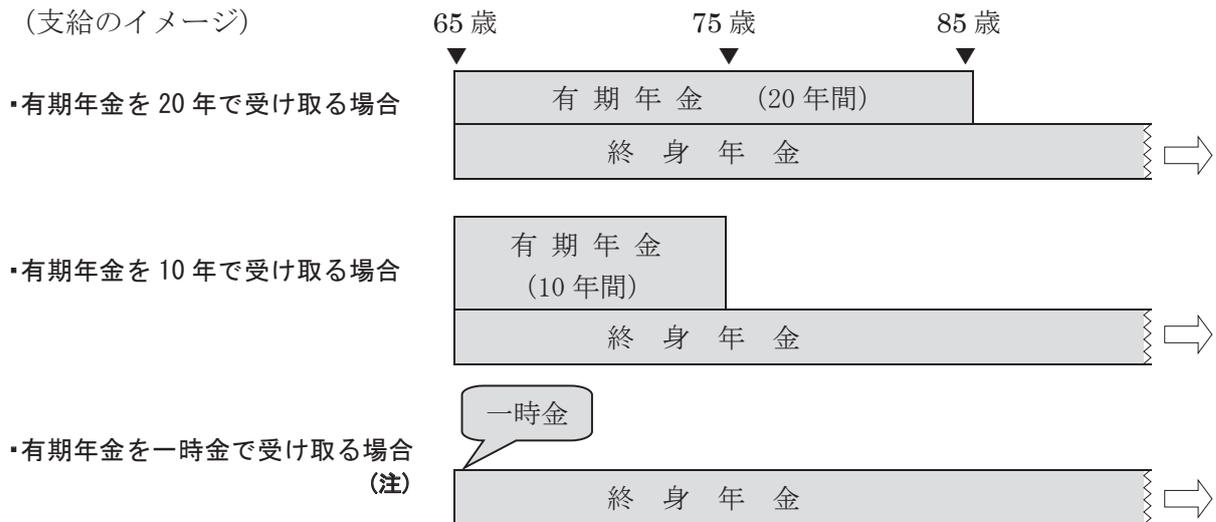
終身退職年金： $\text{給付算定基礎額残高} \times 1/2 \text{ ※1} \div \text{終身年金現価率} \text{ ※3}$ で計算します。

※1 組合員期間(平成27年9月以前の期間も考慮します)が10年未満では4分の1となります。

※2 支給残月数に応じて、地方公務員共済組合連合会の定款で毎年定められます。(P.38参照)

※3 受給者の年齢に応じて、地方公務員共済組合連合会の定款で毎年定められます。(P.39参照)

(支給のイメージ)



(注) 有期年金を一時金で受け取る場合の注意事項

この年金払い退職給付にかかる所得税額は、退職手当金と合算して他の所得とは別に所得税を計算する場合があります。有期年金を一時金で請求する場合に限り、退職手当金の「源泉徴収票の写し」が必要となる場合がありますのでご注意ください。

詳細については、請求時の案内でご確認ください。

(2) 公務障害年金

公務による傷病により障がいの状態になった方に、障がいの状態である間、支給されます。

支給額は、2階部分の障害厚生年金と合わせて従来の公務等による障害共済年金と同程度の水準です。

(3) 公務遺族年金

公務による傷病により亡くなられた場合で、遺族がいるときに支給されます。

支給額は、2階部分の遺族厚生年金と合わせて従来の公務等による遺族共済年金と同程度の水準です。

令和4年10月から令和5年9月までの率

有期年金現価率

支給残月数	有期年金 現価率	支給残月数	有期年金 現価率	支給残月数	有期年金 現価率	支給残月数	有期年金 現価率
1月	0.083332	61月	5.080666	121月	10.073007	181月	15.060357
2月	0.166661	62月	5.163912	122月	10.156169	182月	15.143437
3月	0.249990	63月	5.247158	123月	10.239332	183月	15.226517
4月	0.333317	64月	5.330401	124月	10.322492	184月	15.309593
5月	0.416643	65月	5.413644	125月	10.405652	185月	15.392670
6月	0.499967	66月	5.496885	126月	10.488809	186月	15.475744
7月	0.583290	67月	5.580125	127月	10.571966	187月	15.558818
8月	0.666611	68月	5.663363	128月	10.655121	188月	15.641890
9月	0.749932	69月	5.746600	129月	10.738275	189月	15.724961
10月	0.833250	70月	5.829835	130月	10.821427	190月	15.808029
11月	0.916568	71月	5.913070	131月	10.904578	191月	15.891098
12月	0.999883	72月	5.996302	132月	10.987727	192月	15.974164
13月	1.083199	73月	6.079534	133月	11.070876	193月	16.057229
14月	1.166511	74月	6.162763	134月	11.154022	194月	16.140292
15月	1.249824	75月	6.245992	135月	11.237168	195月	16.223355
16月	1.333133	76月	6.329219	136月	11.320311	196月	16.306415
17月	1.416443	77月	6.412445	137月	11.403455	197月	16.389476
18月	1.499750	78月	6.495669	138月	11.486595	198月	16.472533
19月	1.583057	79月	6.578893	139月	11.569736	199月	16.555591
20月	1.666361	80月	6.662114	140月	11.652873	200月	16.638645
21月	1.749665	81月	6.745335	141月	11.736011	201月	16.721700
22月	1.832967	82月	6.828553	142月	11.819146	202月	16.804752
23月	1.916268	83月	6.911771	143月	11.902281	203月	16.887804
24月	1.999567	84月	6.994986	144月	11.985413	204月	16.970853
25月	2.082865	85月	7.078202	145月	12.068545	205月	17.053902
26月	2.166161	86月	7.161414	146月	12.151675	206月	17.136948
27月	2.249457	87月	7.244627	147月	12.234804	207月	17.219995
28月	2.332750	88月	7.327837	148月	12.317931	208月	17.303038
29月	2.416043	89月	7.411046	149月	12.401058	209月	17.386082
30月	2.499334	90月	7.494253	150月	12.484182	210月	17.469123
31月	2.582624	91月	7.577461	151月	12.567305	211月	17.552163
32月	2.665911	92月	7.660665	152月	12.650427	212月	17.635202
33月	2.749199	93月	7.743869	153月	12.733548	213月	17.718240
34月	2.832484	94月	7.827071	154月	12.816666	214月	17.801275
35月	2.915768	95月	7.910272	155月	12.899784	215月	17.884310
36月	2.999050	96月	7.993471	156月	12.982900	216月	17.967343
37月	3.082332	97月	8.076670	157月	13.066016	217月	18.050375
38月	3.165611	98月	8.159866	158月	13.149128	218月	18.133405
39月	3.248891	99月	8.243061	159月	13.232241	219月	18.216435
40月	3.332167	100月	8.326255	160月	13.315351	220月	18.299462
41月	3.415443	101月	8.409448	161月	13.398461	221月	18.382489
42月	3.498717	102月	8.492638	162月	13.481569	222月	18.465513
43月	3.581991	103月	8.575829	163月	13.564676	223月	18.548537
44月	3.665262	104月	8.659016	164月	13.647780	224月	18.631559
45月	3.748532	105月	8.742204	165月	13.730885	225月	18.714580
46月	3.831801	106月	8.825389	166月	13.813987	226月	18.797599
47月	3.915069	107月	8.908574	167月	13.897088	227月	18.880617
48月	3.998334	108月	8.991756	168月	13.980187	228月	18.963633
49月	4.081599	109月	9.074938	169月	14.063286	229月	19.046649
50月	4.164862	110月	9.158117	170月	14.146382	230月	19.129662
51月	4.248124	111月	9.241297	171月	14.229479	231月	19.212675
52月	4.331384	112月	9.324473	172月	14.312572	232月	19.295686
53月	4.414644	113月	9.407650	173月	14.395665	233月	19.378696
54月	4.497901	114月	9.490823	174月	14.478756	234月	19.461704
55月	4.581158	115月	9.573997	175月	14.561847	235月	19.544711
56月	4.664412	116月	9.657168	176月	14.644935	236月	19.627716
57月	4.747666	117月	9.740339	177月	14.728023	237月	19.710721
58月	4.830918	118月	9.823507	178月	14.811108	238月	19.793723
59月	4.914169	119月	9.906676	179月	14.894193	239月	19.876725
60月	4.997418	120月	9.989841	180月	14.977275	240月	19.959725

年金制度について

令和4年10月から令和5年9月までの率

基準利率

基準利率	0.02%
------	-------

終身年金現価率

年齢	終身年金現価率	年齢	終身年金現価率	年齢	終身年金現価率	年齢	終身年金現価率
59歳	28.142091	74歳	15.541863	89歳	5.684371	104歳	1.967707
60歳	27.261629	75歳	14.749085	90歳	5.252140	105歳	1.857615
61歳	26.387216	76歳	13.968720	91歳	4.846230	106歳	1.755508
62歳	25.520630	77歳	13.201109	92歳	4.467978	107歳	1.660143
63歳	24.663019	78歳	12.446949	93歳	4.121317	108歳	1.569854
64歳	23.814047	79歳	11.707302	94歳	3.809491	109歳	1.481911
65歳	22.972879	80歳	10.984501	95歳	3.532148	110歳	1.390981
66歳	22.139992	81歳	10.281758	96歳	3.285148	111歳	1.285396
67歳	21.303699	82歳	9.602011	97歳	3.063158	112歳	1.137549
68歳	20.471082	83歳	8.948076	98歳	2.861832	113歳	0.878119
69歳	19.640838	84歳	8.322684	99歳	2.678319	114歳	0.823927
70歳	18.811970	85歳	7.728063	100歳	2.510602	115歳	0.734222
71歳	17.985018	86歳	7.165916	101歳	2.357078	116歳以上	0.541654
72歳	17.162203	87歳	6.638134	102歳	2.216283		
73歳	16.346775	88歳	6.145075	103歳	2.086892		

・「地方公務員共済組合連合会」のホームページより抜粋
<https://www.chikyoren.or.jp/>

基準利率は、地方公務員等共済組合法に基づき、国債の利回りを基礎として、年金払い退職給付に係る積立金の運用状況及びその見通し等を勘案して毎年9月30日に定められます。

7. 年金に係る税金について

(1) 所得税

「老齢厚生年金」は、所得税法上、雑所得として課税され、年金の支給のつど所得税額が源泉徴収されます。この税額の求め方は、次のとおりです。

$$\text{所得税額} = (\text{年金の支給額} - \text{控除額}) \times 5.105\% \text{ (注)}$$
$$\text{控除額} = (\text{基礎的控除額} + \text{人的控除額}) \times \text{支給月数}$$

(注) 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、平成 25 年 1 月以降、所得税率 (5%) に復興特別所得税率 (所得税率に 2.1% を乗じたもの) を加算した合計税率 (5.105%) により所得税額が源泉徴収されます。

各種控除〔配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦(夫)控除〕を受けるには、年金請求時に「**公的年金等の受給者の扶養親族等申告書**」の提出が必要です。ただし、在職中の方は給料の年末調整で「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出するようにしてください。

【「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出方法】

- 年金請求時：年金請求書類の中に綴られていますので、請求時に申告していただきます。
- 翌年以降：課税対象となる年金の支給がある方に毎年 10 月頃に、翌年分が公立学校共済組合本部から送付されます。同申告書の提出については、同封の案内に従い提出してください。

年金からの源泉徴収額については給与所得のような年末調整は行われません。よって「**公的年金等の受給者の扶養親族等申告書**」で申告した事項に年の途中で変更が生じた場合、社会保険料控除やその年中に他の所得がある場合は、税務署での確定申告にて精算してください。

また、給与所得のある方が、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記入した扶養親族等と同じ扶養親族等を「**公的年金等の受給者の扶養親族等申告書**」にも記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告にて所得税額を納付することになる場合があります。

なお、公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、その他の所得金額が 20 万円以下の方は、確定申告の必要はありません。

年金の**源泉徴収票**は、公立学校共済組合本部から**毎年 12 月に送付**されます。ただし、全額停止又は障害・遺族給付の場合は送付されません。

(2) 住民税

65 歳以上の方は、老齢基礎年金から特別徴収(天引き)されます。

各保険料及び住民税の額や算定方法に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村の担当課へお願いします。

【5】 《こんなときは ガイド》

○ 定年退職後に再就職をします。

→【P.42 「1. 再就職による年金の支給調整について」を参照】

○ 失業保険を受給することはできますか。

→【P.45 「2. 雇用保険法による給付と老齢厚生年金との調整について」を参照】

○ 老齢基礎年金を繰上げ請求したいのですが。

→【P.46 「3. 老齢基礎年金の繰上げ支給について」を参照】

○ 年金を繰下げ請求することはできますか。

→【P.46 「4. 年金の繰下げ制度について」を参照】

○ 女性で一般厚生年金の加入期間があります。

→【P.47 「5. 一般厚生年金(第1号)の加入期間がある女性の年金請求時期について」を参照】

○ 障害年金 及び 遺族年金を受給しています。

→【P.48 「6. 遺族年金や障害年金など二つ以上の年金の受給権を有することになる場合」を参照】

○ 退職後も、傷病手当金を受給する予定です。

→【P.48 「7. 傷病手当金を受給されている場合について」を参照】

○ 過去に公務員を退職し、退職一時金を受給したことがあります。

→【P.48 「8. 退職一時金の返還について」を参照】

1. 再就職による年金の支給調整について

老齢厚生年金の受給者が、再就職するなど、被用者年金制度(下記①から④の厚生年金保険)の被保険者(70歳以上で適用事業所に使用される場合を含む)になっている場合は、年金と賃金の月額が一定の金額を越えた場合に、年金の一部又は全額が支給停止になります。

(令和4年10月現在)

厚生年金保険の種別		対 象 者
①	一般厚生年金(第1号)	・ 会社員 ・ 再任用の短時間(週20時間以上)勤務 ・ 臨時的任用職員 ・ パートタイム非常勤職員 ・ フルタイム非常勤職員(12月以下勤務)
②	国共済厚生年金(第2号)	・ 国家公務員
③	地共済厚生年金(第3号)	・ 常勤の地方公務員 ・ 再任用フルタイム勤務者 ・ 任期付職員 ・ フルタイム非常勤職員(12月超勤務)
④	私学共済厚生年金(第4号)	・ 私立学校の教職員

年金受給者が、上記②及び③に該当する再就職をし、いずれかの共済組合の組合員となった場合は「年金受給権者再就職届書」に年金証書を添えて再就職先の共済組合へ提出する必要がありますので、年金グループにお問い合わせください。

ただし、年金を請求する前から継続して共済組合の資格を有している場合は、「年金受給権者再就職届書」等の提出は不要です。

【厚生年金加入中の年金支給調整】

受給者自身での支給調整に係る手続きは不要です。

共済組合本部が日本年金機構や私学共済と情報交換します。ただし、情報のやりとりには時間を要するため、情報が入った時点でその都度遡って年金の支給調整がされることになります。

概要	<p>複数の実施機関からの年金がある場合、全ての老齢厚生年金を合算して支給調整計算をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (賃金+年金)が47万円*を超えた場合は、超えた額の1/2が年金の支給停止となります。 ・ 上記②及び③の厚生年金に加入する間は、経過的職域加算の額は全額支給停止されます。 <p style="text-align: right;">*47万円は、物価と賃金の変動に応じて1万円単位で改定されます。</p>
----	--

支給停止額は、総報酬月額相当額と基本月額に応じて、算定されます。

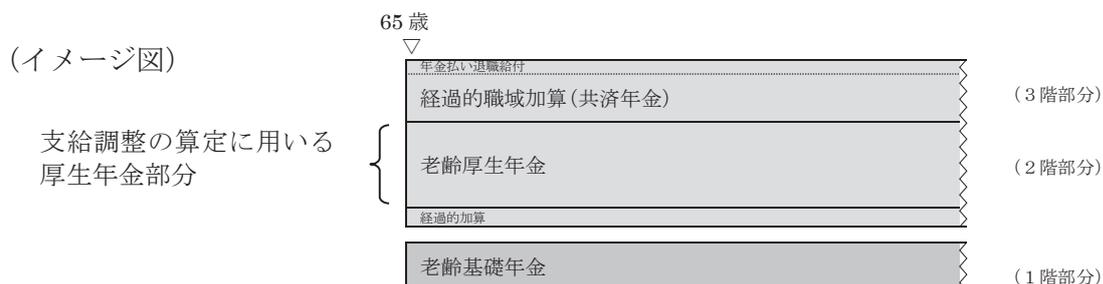
【用語説明】(賃金) 総報酬月額相当額：

その月の標準報酬月額 + (その月以前の1年間の標準賞与額の総額 × 1/12)

(年金) 基本月額：上記①～④の全ての厚生年金支給額の合計額が調整対象となります。

老齢厚生年金の年金額(年額)うち、厚生年金相当部分(2階部分の給料比例部分)の額を12分の1した額。

※経過的職域加算の額、加給年金額及び経過的加算の額は含みません。



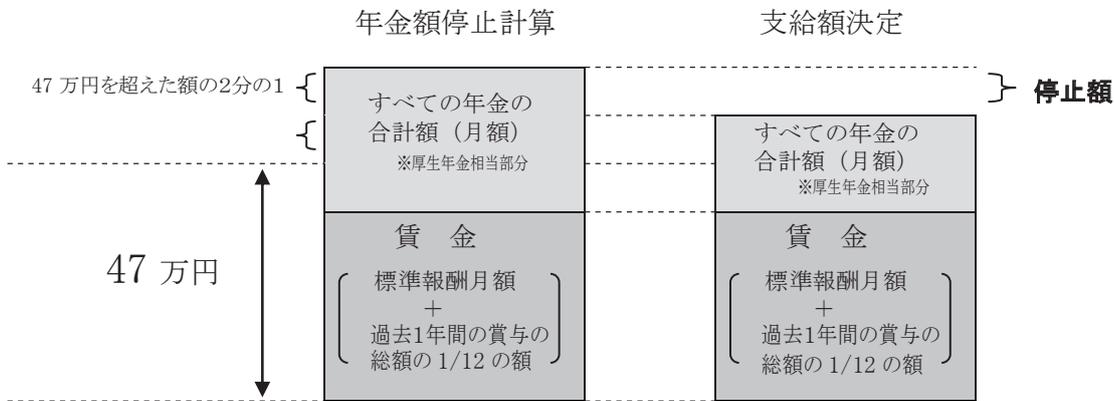
● 年金の支給調整（「年金」＋「賃金」＞47万円）

年金の支給調整は、以下のように算定されます。

支給停止額が老齢厚生年金の額を超えて支給額が0円となる場合、加給年金も支給停止となります。

$$\text{支給停止基準額（月額）} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 47 \text{万円}) \times 1/2$$

支給停止のイメージ



（計算例1）公務員期間のみ、地共済厚生年金（第3号）に加入中

条件	○標準報酬月額 34万円、過去1年間の賞与総額 84万円 ⇒ <u>総報酬月額相当額 41万円</u> ○老齢厚生年金（共済） 144万円 ⇒ <u>基本月額 12万円</u> 経過的職域加算額（共済） 24万円
計算	★ 支給停止額（月額）：(41万円+12万円-47万円) × 1/2 = 3万円（支給停止） ∴ 支給月額 12万円のうち3万円が停止されます。 加えて、経過的職域加算額は全額支給停止されます。 支給額 90,000円（月額）

（計算例2）民間と公務員の期間あり、一般厚生年金（第1号）に加入中

条件	○標準報酬月額 30万円、過去1年間の賞与総額 72万円 ⇒ <u>総報酬月額相当額 36万円</u> ○老齢厚生年金（機構） 12万円 ⇒ <u>基本月額 1万円</u> ○老齢厚生年金（共済） 144万円 ⇒ <u>基本月額 12万円</u> 経過的職域加算額（共済） 24万円 } 13万円
計算	支給停止額は個々の老齢厚生年金額に応じて按分します。 $\left[\begin{array}{l} \cdot \text{機構} : (36 \text{万円} + 13 \text{万円} - 47 \text{万円}) \times \frac{1 \text{万円}}{13 \text{万円}} \times 1/2 = 0.077 \text{万円} \\ \cdot \text{共済} : (36 \text{万円} + 13 \text{万円} - 47 \text{万円}) \times \frac{12 \text{万円}}{13 \text{万円}} \times 1/2 = 0.923 \text{万円} \end{array} \right]$ ★ 支給停止額（月額）合算：(36万円+13万円-47万円) × 1/2 = 1万円（支給停止） ∴ 支給月額（計）13万円のうち1万円が停止され、支給額 12万円 なお、経過的職域加算額は全額支給（月額 2万円）されます。 支給額（計）14万円（月額）

上記計算例の注意点

- ・ 計算を分かりやすくするため、年金額等を1万円単位で表記しています。よって実際のサンプルを表示しているわけではありません。

< 参考 > 支給停止の計算を簡略化して示しています。

なるべく、わかりやすい表現にしました。P. 43 のイメージ図とあわせてご活用ください。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{標準報酬月額} & & \text{過去1年間の} & & \text{基本月額} & & \text{収入月額} \\
 \text{A} & & \text{B} & & \text{C} & & \text{D} \\
 & & \text{ボーナスの1/12} & & \text{(厚生年金部分の月額)} & & \\
 \boxed{} & + & \boxed{} & + & \boxed{} & = & \boxed{} \\
 \\
 \text{収入月額} & & \text{支給停止調整額} & & & & \text{支給停止額} \\
 \left(\text{D} \right. & & & & & & \text{E} \\
 \left. \boxed{} - 47 \text{万円} \right) & \times & \frac{1}{2} & = & \boxed{}
 \end{array}$$

支給される額は…

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{基本月額} & & \text{支給停止額} & & \text{職域年金部分} & & \text{年金の} \\
 \text{C} & & \text{E} & & \text{F} & & \text{G} \\
 \text{(厚生年金部分の月額)} & & & & \text{の支給月額} & & \text{支給月額} \\
 \left(\boxed{} - \boxed{} \right) & + & \boxed{} & = & \boxed{} \\
 \text{※C-Eがマイナスなら、ゼロ円。} & & & & \text{※フルタイム再任用職員や任期付職員は職域年金が} & & \\
 \text{厚生年金部分の支給がない。} & & & & \text{全額支給停止です。} & &
 \end{array}$$

< ここでの用語の補足説明 >

A：標準報酬月額

給料額に諸手当を加えて算出します。大阪府教育委員会での再任用制度における諸手当には、地域手当、教職調整額(給料額の4%)などがあり、通勤手当は1か月分あたりで算定されます。

C：厚生年金部分の月額

老齢厚生年金額(年額)を、12で割った1か月分で計算します。

公立学校共済組合が支給する老齢厚生年金だけでなく、日本年金機構や私学共済が支給する老齢厚生年金の額を合算します。

F：職域年金部分の額

公務員年金の独自部分で、公的年金制度の3階部分にあたります。

再任用フルタイム・任期付職員等で、共済組合の組合員(年金の組合員資格を有するとなる間)は、職域年金部分は全額支給停止です。

E：支給停止額

複数機関の年金がある場合は、それぞれの加入期間に応じ按分します。

2. 雇用保険法による給付と老齢厚生年金との調整について (P. 50 の Q6 参照)

65 歳未満(※)の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険法による失業等給付（基本手当等）を受ける場合は、老齢厚生年金の経過的職域加算を除いた全額が支給停止となります。

ハローワークに求職の申込みをされる前に、年金と失業等給付のどちらを受給したら有利になるか、十分検討してください。

(※) 令和 4 年度末定年退職者（昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 38 年 4 月 1 日生まれ）の年金受給開始年齢は 65 歳からとなりますので、65 歳から年金を受給される場合は調整されません。

公務員（大学の教員等一部を除く）は、定年退職までは雇用保険の被保険者となっていないでしたが、定年退職後、雇用保険適用事業所（民間企業等）に再就職した後、雇用保険法による失業等給付を受ける場合は調整の対象となります。《再任用教職員の方で、雇用保険法の適用を受けている方も同様です。》

〈例〉 老齢厚生年金決定額（年額）	:	1,655,600 円 (※)	
※（内訳） 厚生年金相当部分の額	・ ・	1,420,800 円	支給停止
経過的職域加算の額	・ ・	234,800 円	支給あり

(1) 基本手当を受給した場合の年金の支給停止期間

ハローワークに求職の申込みをした日の属する月の翌月から、基本手当の受給期間が経過した日の属する月、又は所定給付日数分の基本手当を受け終わった日の属する月まで（調整対象期間という）、老齢厚生年金の経過的職域加算を除いた全額が支給停止となります。

ただし、調整対象期間で基本手当が支給された日（これに準ずる日として政令で定める日を含む。）が 1 日もない月がある場合、その月については、老齢厚生年金が支給されます。

政令で定める日＝現に基本手当の支給対象となった日に準ずる日
 ○待機期間 ○職業紹介拒否、訓練受講拒否に係る給付制限期間
 ○離職理由による給付制限期間

(2) 基本手当と年金の調整のしくみ

	求職の申込み ▼			受給終了 ▼	
	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
雇用保険		基本手当受給	基本手当受給	基本手当受給	/
年 金	年金支給	年金支給停止	年金支給停止	年金支給停止	年金支給

(3) 年金の支給停止及び解除

基本手当を 1 日でも受給した月がある場合、その月の年金は支給停止されることになり、基本手当の受給期間又は所定給付日数が満了した時点で、次の計算式により支給停止解除月数を計算します。

解除月数が 1 か月以上の場合は、それに相当する月数分の支給停止が解除され、直近の年金停止月分から順次遡及して支給します。

$$\text{支給停止解除月数} = \text{年金停止月} - \left(\frac{\text{基本手当の支給対象となった日数}}{30} \right)$$

(端数は切上げ)

3. 老齢基礎年金の繰上げ支給について

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳からですが、老齢基礎年金の支給要件を満たした者は、60歳以上65歳未満の間においても、本人の請求により繰上げて老齢基礎年金を受給することができます。

なお、繰上げて年金を受給する場合、**年金額が繰上げた月数1か月あたり0.4%※減額**されます。繰上げ支給は、請求をした日の翌月からの適用となります。

ただし、老齢基礎年金の繰上げ支給を希望される場合は、同時に老齢厚生年金等も繰上げる必要がありますのでご注意ください。請求手続きなどの詳細はP.15～P.20を参照してください。

※) 昭和37年4月1日以前生まれの方0.5%。

【注意事項】

- ① 現在、障害程度の認定請求をされている場合、又はこれから認定請求をされる場合、老齢基礎年金を繰上げ請求されると障害程度の認定ができない場合があります。
- ② 一旦、老齢基礎年金を繰上げ請求し受給権が発生しますと、その後、請求を取下げることができません。(減額された年金は生涯続きます。)

4. 年金の繰下げ制度について

基本事項	<ul style="list-style-type: none">◆65歳で受給権発生する<u>老齢厚生年金</u>と<u>老齢基礎年金</u>は、繰下げ請求することができます。 (一方を繰下げ、もう一方は65歳で請求することもでき、双方を繰下げすることもできます。)◆繰下げ請求は、12か月以上繰下げる必要があります、最大で120か月(75歳まで)の繰下げが可能です。 (65歳から66歳になるまでの間は、繰下げ請求できません。)◆繰下げ請求を行うと、年金額が繰下げた月数1か月あたり0.7%増額されます。
------	--

(1) 老齢厚生年金の繰下げ

65歳で受給権が発生する「(本来支給の)老齢厚生年金」は66歳以降に繰下げて請求ができます。

重要	<ul style="list-style-type: none">◆老齢厚生年金の繰下げは、厚生年金加入期間(第1号～第4号)の年金を、すべてを同時に行う必要があります。◆<u>老齢厚生年金の繰下げ請求で支給される年金額は、65歳で請求した場合の支給額(在職給料との調整あり。支給停止額を差引いた額)</u>に対して、増額率を乗じた額です。 したがって、給料との支給調整で、もともと支給できる額が少ない場合は、その少ない額に増額率を乗じるので、増額もわずかになります。◆老齢厚生年金を繰下げて支給がない間は、加給年金(P.35参照)も支給停止されます。◆障害年金(障害基礎年金を除く)または遺族年金の受給権がある方は、老齢厚生年金の繰下げ請求はできません。
----	--

(例) 老齢厚生年金を 65 歳で繰下げて請求した場合

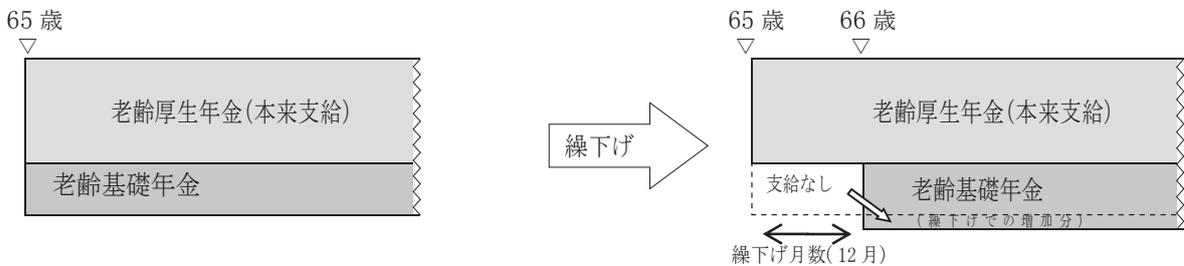


65 歳で請求する老齢厚生年金の額から 12 月分(65 歳～66 歳の月数)が増額されます。 **増額率は 8.4% (12 月 × 0.7%)**

(2) 老齢基礎年金の繰下げ

老齢厚生年金の繰下げ請求をするしないに関わらず、老齢基礎年金のみを繰下げ請求できます。

(例) 老齢基礎年金を 66 歳で繰下げて請求した場合



65 歳で請求する老齢基礎年金の額から 12 月分(65 歳～66 歳の月数)が増額されます。 **増額率は 8.4% (12 月 × 0.7%)**

5. 一般厚生年金（第 1 号）の加入期間がある女性の年金請求時期について

一般厚生年金（第 1 号厚生年金）の加入期間については、女性の支給開始年齢が男性より早くなっています。（民間会社や講師勤務の職歴がある女性は注意してください。）

すべての厚生年金加入期間が 1 年以上あれば、下記支給開始年齢の前に日本年金機構から年金請求書が事前送付されます。

生年月日	昭 29.4.2 ～33.4.1	昭 33.4.2 ～35.4.1	昭 35.4.2 ～37.4.1	昭 37.4.2 ～39.4.1	昭 39.4.2 ～41.4.1	昭 41.4.2～
支給開始年齢	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳

6. 遺族年金や障害年金など二つ以上の年金の受給権を有することになる場合

(1) 併給調整の対象となる給付

年金の受給者が他の年金受給権を有することとなった場合（例えば、障害厚生（共済）年金の受給者が老齢厚生年金の受給権を取得した場合）、原則として、いずれか一つの年金を選択することになります。その結果、選択しなかった年金は支給が停止されます。

なお、公務員以外の期間に係る障害又は遺族の年金を選択した場合には、老齢厚生年金のうち経過的職域加算（共済年金）の額が支給されます。

(2) 併給調整に関する書類

二つ以上の年金の受給権が発生した場合、原則、年金請求後に「年金受給選択申出書」を後ほど送付することとなります。ただし、あらかじめ共済組合で把握できている場合については、年金請求書類一式を送付の際に同封することもあります。二つ以上の年金の受給権をお持ちの方については、この書類で受給を選択した年金が支給されます。

なお、この受給の選択は年金受給者の申し出により、将来に向かっていつでも変更することができます。

7. 傷病手当金を受給されている場合について

傷病手当金は、同一の傷病に係る障害厚生（共済）年金等又は障害手当金を受給する場合、又は老齢厚生年金等を受給する場合（公立学校共済組合以外からの年金を含む）は、その年金額に応じて傷病手当金の額が制限されます。

年金の支給開始以降に支給された傷病手当金は返還していただくことになります。なお、年金額より傷病手当金の額が多い場合は、その差額が支給されます。

8. 退職一時金の返還について

(1) 退職一時金の返還

下記①②に該当する場合は、過去に受給した退職一時金に利子（複利計算）を付した額を返還することで、その期間を通算して年金を裁定します。なお、通算の有無は選択できません。

① 昭和 54 年 12 月 31 日以前に、1 年以上の組合員期間があった方が、退職時に年金を退職一時金として受給したが、その前歴を含めた公務員共済の組合員期間が 20 年以上となる場合

② 組合員期間は 20 年未満であっても、過去に退職一時金を受給の際、原資控除（退職一時金で全額受給せず、一部を控除して年金を受ける権利を残しておく）していた場合

(2) 返還方法

請求時にお渡しする年金請求書に、退職一時金に係る返還見込額が印字してあります。この欄に署名していただき、年金支給額の半分を限度とし分割返還（支給する年金から控除）するか、1 年以内に一括ないし分割で返還するかを選んでいただきます。

【6】よくある質問コーナー

Q 01	再任用でフルタイム勤務をする場合は、共済組合から配付された「退職届書」は提出しなくてよいのですか。
------	---

はい。提出不要です。

再任用フルタイム勤務では、定年退職前と同様に公立学校共済組合の組合員資格が付与され、引き続き地共済厚生年金（第3号厚生年金）の加入となります。

P. 8～P. 10 参照

Q 02	再任用で短時間勤務（週 20 時間以上）をする場合は、共済組合から配付された「退職届書」を提出するのですか。
------	--

いいえ。提出不要です。

再任用の短時間（週 20 時間以上）勤務では、年金制度は一般厚生年金（第1号厚生年金）となり、公立学校共済組合の短期組合員となりますので、「退職届書」の提出は不要です。公立学校共済組合大阪支部で登録を行います。

P. 8～P. 10 参照

Q 03	履歴書は教育委員会へ提出しました。同じものを自分で作成し、共済組合にも提出しなければなりませんか。
------	---

教育委員会へ提出した履歴書は、教育委員会が証明して退職後に共済組合に回送されてきます。別途作成する必要はありません。

P. 25～P. 31 参照

Q 04	再就職先に「基礎年金番号通知書の写し」を提出しなければなりません。共済組合でも「基礎年金番号通知書」の再発行はできますか。
------	---

基礎年金番号は日本年金機構で付番しており、再交付申請は年金事務所（P. 51～P. 52 参照）となります。共済組合では基礎年金番号通知書の再交付はできませんのでご注意ください。

なお、本冊子と同時に配付の「退職届書」や、公立学校共済組合が送付する「ねんきん定期便」には、基礎年金番号が印字されていますので、提出書類として受付できるか再就職先に確認してください。

Q 05

65 歳から年金がもらえます。請求書はいつ頃送られてきますか。

65 歳になる前に、年金請求書が自宅に届きます。

請求書は直前に加入していた実施機関（公立学校共済組合や日本年金機構など）からの送付となり、送付元や加入状況で配付時期が異なります。

（例）60 歳の退職後に勤務していない方の年金請求書は、公立学校共済組合本部が誕生月の 2 か月前に自宅へ送付します。一方、共済組合の一般組合員として在職中の方の請求書は、各都道府県の支部に回送されます。

したがって、受給権発生時に大学教員や再任用フルタイム勤務などの方には、公立学校共済組合大阪支部から誕生月の前月に送付予定です。

P. 3、P. 5、P. 8～P. 12 参照

Q 06

再任用勤務で加入した雇用保険法の給付と老齢厚生年金は、両方をもらえますか。

65 歳未満の老齢厚生年金の受給者が、雇用保険の基本手当を受けるため、求職の申込みを行うと、老齢厚生年金の経過的職域加算額を除いた全額が支給停止されます。

なお、65 歳以上の老齢厚生年金の受給者については、調整はかかりません。

求職の申込みをしなければ調整されませんので、ご自身の就職の意思並びに基本手当の受給額と老齢厚生年金の額とを比較検討の上、手続きを行う必要があります。

基本手当を受けられることになった場合は、公立学校共済組合本部に必ず連絡してください。

※公務員（大学の教員等一部を除く）は雇用保険の被保険者とされないため調整の対象になりませんが、定年退職後、雇用保険適用事業所に再就職し、失業等給付の受給資格を満たして退職した場合は、調整の対象になります。（再任用教職員の方で、雇用保険法の適用を受けている方も同様です。）

P. 45 参照

大阪府内の主な厚生年金実施機関の案内

(第1号) 一般厚生年金 実施機関

年金事務所	所在地	電話
天 満	〒530-0041 大阪市北区天神橋 4-1-15	06-6356-5511
福 島	〒553-8585 大阪市福島区福島 8-12-6	06-6458-1855
大手前	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 2-1-30 (船場ダイヤモンドビル 6~8 階)	06-6271-7301
堀 江	〒550-0014 大阪市西区北堀江 3-10-1	06-6531-5241
市 岡	〒552-0003 大阪市港区磯路 3-25-17	06-6571-5031
天王寺	〒543-8588 大阪市天王寺区悲田院町 7-6	06-6772-7531
平 野	〒547-8588 大阪市平野区喜連西 6-2-78	06-6705-0331
難 波	〒556-8585 大阪市浪速区敷津東 1-6-16	06-6633-1231
玉 出	〒559-8560 大阪市住之江区新北島 1-2-1 (オスカードリーム 4 階)	06-6682-3311
淀 川	〒532-8540 大阪市淀川区西中島 4-1-1 (日清食品ビル 2・3 階)	06-6305-1881
今 里	〒537-0014 大阪市東成区大今里西 2-1-8	06-6972-0161
城 東	〒536-8511 大阪市城東区中央 1-8-19	06-6932-1161
貝 塚	〒597-8686 貝塚市海塚 305-1	072-431-1122
堺 東	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 2-23	072-238-5101
堺 西	〒592-8333 堺市西区浜寺石津町西 4-2-18	072-243-7900
東大阪	〒577-8554 東大阪市永和 1-15-14	06-6722-6001
八 尾	〒581-8501 八尾市桜ヶ丘 1-65	072-996-7711
吹 田	〒564-8564 吹田市片山町 2-1-18	06-6821-2401
豊 中	〒560-8560 豊中市岡上の町 4-3-40	06-6848-6831
守 口	〒570-0083 守口市京阪本通 2-5-5 (守口市役所内 7 階)	06-6992-3031
枚 方	〒573-1191 枚方市新町 2-2-8	072-846-5011

※ 各年金事務所の管轄区域は次ページを参照してください。

(第4号) 私学共済厚生年金 実施機関

日本私立学校振興・共済 事業団 (共済業務課)	〒532-0004 大阪市淀川区西宮原 1-3-35 (大阪ガーデンパレス 4 階)	06-6393-9701
----------------------------	---	--------------

大阪府内の年金事務所管轄区域一覧

年金事務所	管 轄 区 域	
	健康保険・厚生年金保険	国民年金
天満	北区（淀川年金事務所管内の地域を除く。）	北区
福島	福島区 西淀川区	同 左
大手前	都島区 中央区 浪速区 東成区 生野区 旭区 城東区 鶴見区	都島区 中央区
堀江	西区	西区 大正区
市岡	此花区 港区 大正区	此花区 港区
天王寺	天王寺区 阿倍野区 富田林市 河内長野市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 南河内郡	同 左
平野	東住吉区 平野区	同 左
難波		浪速区
玉出	住吉区 西成区 住之江区	同 左
淀川	東淀川区 淀川区 北区のうち 大淀北一丁目、大淀北二丁目、大淀中一丁目、 大淀中二丁目、大淀中三丁目、大淀中四丁目、大淀中五丁目、 大淀南一丁目、大淀南二丁目、大淀南三丁目、国分寺一丁目、 国分寺二丁目、天神橋七丁目、天神橋八丁目、豊崎一丁目、 豊崎二丁目、豊崎三丁目、豊崎四丁目、豊崎五丁目、豊崎六 丁目、豊崎七丁目、中津一丁目、中津二丁目、中津三丁目、 中津四丁目、中津五丁目、中津六丁目、中津七丁目、長柄中 一丁目、長柄中二丁目、長柄中三丁目、長柄西一丁目、長柄 西二丁目、長柄東一丁目、長柄東二丁目、長柄東三丁目、本 庄西一丁目、本庄西二丁目、本庄西三丁目、本庄東一丁目、 本庄東二丁目及び本庄東三丁目	東淀川区 淀川区
今里		東成区 生野区
城東		旭区 城東区 鶴見区
貝塚	貝塚市 岸和田市 泉佐野市 泉南市 阪南市 泉南郡	同 左
堺東	堺区 中区 東区 南区 北区 美原区	堺市
堺西	西区 泉大津市 和泉市 高石市 泉北郡	泉大津市 和泉市 高石市 泉北郡
東大阪	東大阪市	同 左
八尾	八尾市 柏原市	同 左
吹田	吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 三島郡	同 左
豊中	豊中市 池田市 箕面市 豊能郡	同 左
守口	守口市 大東市 門真市	同 左
枚方	枚方市 寝屋川市 四條畷市 交野市	同 左

日本年金機構のホームページより抜粋
<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/>

【7】 その他の手続き

1. 任意継続組合員について

資格担当

公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」は、退職後に引き続き最長で2年間、在職中と同じように医療給付などの短期給付（休業手当金等一部を除く。）や、福祉事業の一部を利用することができる制度です。（ただし、退職後の進路に健康保険制度の適用がない場合に限る。）

任意継続組合員になることを希望するときは、下記の申出期間中に「任意継続組合員申出書」を、資格担当へ提出してください。

(1) 加入資格

次の要件を満たしていることが必要です。

- ・退職日の**前日**まで引き続き1年以上組合員期間があること。（1年と1日以上）
- ・掛金を期日までに払い込むこと。

(2) 申出用紙の入手方法

令和5年1月末頃に所属所へ手続きの通知文書を送付します。その際に申出書様式を同封しますので、複写してご利用ください。また、大阪支部ホームページの「お知らせ」にも申出期間中のみ掲載します。

[公立学校共済組合大阪支部 お知らせ](#) [検索](#)

(3) 申出期間

令和5年3月31日退職者については、下表のいずれかの申出期間中に資格担当まで必要書類を郵送してください。**期日を過ぎると加入できません。万が一の場合に備え、申出書の写しを取り、発送日時と発送方法をご自身で記録しておいてください。**また、令和5年1月末頃に所属所へ送付する通知文書もご確認ください。

事前申出	退職後申出
事前申出期間 令和5年2月3日（金）～ 令和5年2月15日（水）の消印まで	退職後の申出期間 令和5年3月31日（金）～ 令和5年4月19日（水）の消印まで
提出書類 ○事前申出期間中に提出する書類 ・「任意継続組合員申出書」 ○令和5年4月1日以降に提出する書類 ・組合員証 ・組合員被扶養者証 ・高齢受給者証 ・特定疾病療養受療証 ・限度額適用認定証 } 交付者のみ	提出書類 ・「任意継続組合員申出書」 ・組合員証 ・組合員被扶養者証 ・高齢受給者証 ・特定疾病療養受療証 ・限度額適用認定証 } 交付者のみ

(4) 任意継続組合員証等の交付について

任意継続組合員証等は、掛金の入金を確認後、ご自宅あてに送付します。

- ・退職後、任意継続組合員証がご自宅に届くまでの間はお手元に組合員証が無い期間が生じますが、任意継続組合員の資格取得日は退職日の翌日となりますので、健康保険制度への加入期間に空白は生じません。
- ・医療機関を受診し10割負担となった場合は、当共済組合の医療担当へ請求手続きを行うことにより還付されます。（詳細は任意継続組合員証と共に送付する「任意継続組合員のしおり」をご覧ください。）

(5) 被扶養者について

在職中から認定されている被扶養者については、引き続き任意継続組合員の被扶養者として継続します。

ただし、組合員が任意継続組合員になると同時に、被扶養者が就職するなど認定要件がなくなる場合は、組合員の任意継続加入手続きが完了してから取消申告を行っていただくか、「任意継続組合員申出書」に取消する旨を明記してください。

◎任意継続組合員制度は、年金制度への加入はありません。20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金制度への加入が必要です。(P. 58 参照)

(6) 資格喪失について

- ① 前頁に記載した**事前申出期間内に申出を行った後に、再任用等の再就職（※共済組合の資格取得含む）が確定した場合や自己都合にて任意継続組合員に加入する必要がなくなった場合は、必ず、「資格喪失申出書(加入取消申出書)」を提出し、取りやめる手続きを行ってください。**

※任意継続組合員への申出は、再就職等の結果が判明し加入の必要性が判断できる「退職後申出」期間に行うことも可能です。

- ② 任意継続組合員期間中においては、申し出により月単位で任意継続組合員でなくなることができません。
- ③ 4月1日以降、任意継続組合員となってから再就職等により健康保険制度の適用が生じた場合は、再就職期間の長短に関わらず、任意継続組合員の資格は喪失します。その際の資格喪失の手続きについては、任意継続組合員証と共に送付する「任意継続組合員のしおり」をご覧ください。
- ④ 令和4年10月の被用者保険制度の改正により、非常勤職員等の短期間労働者（週20時間以上の勤務等の条件有）についても、社会保険（厚生年金、健康保険）が適用となる場合があります。任意継続組合員期間中に制度適用となった場合についても、再就職等と同様に資格喪失申出の手続きが必要です。
- ⑤ **任意継続組合員の資格を喪失すると、加入資格1の(1)の要件を再び満たさない限り、任意継続組合員への加入はできません。**

(7) 注意事項

任意継続組合員となった後に、臨時的任用職員等として加入資格を得るときは、任意継続組合員を喪失することになり「資格喪失申出書(加入取消申出書)」の提出及び任意継続組合員証等を返納してください。一度、任意継続組合員の資格を喪失すると、再度、加入資格を得るためには、1年と1日以上引き続き組合員期間（任意継続組合員であった期間は含みません。）が必要です。

また、任意継続組合員資格を取得した月に、資格喪失した場合については、該当月分の掛金は必要となり、還付されません。

(8) 掛金額について

経理担当

(注) 掛金の計算方法は、今後変更となる可能性があります。

40歳以上65歳未満の方	任意継続掛金標準額	×短期掛金率（93.2 / 1000）円未満の端数切捨て ×介護掛金率（17.64 / 1000）円未満の端数切捨て
40歳未満の方 又は65歳以上の方	任意継続掛金標準額	×短期掛金率（93.2 / 1000）円未満の端数切捨て

※「短期掛金率」及び「介護掛金率」は令和4年10月1日現在のもの。
令和5年度に係る掛金率等は、現在確定していないため詳細が決まり次第所属所あて通知します。

任意継続掛金標準額は、次の①又は②の低い方の額になります。

- ① 退職時の標準報酬月額

「退職時の標準報酬月額」とは退職した月の掛金の基礎となった標準報酬月額をいいます。

- ② 平均標準報酬月額【令和4年度 410,000円（参考）】

「平均標準報酬月額」とは公立学校共済組合の全組合員の毎年9月30日における標準報酬月額の平均額をいいます。

これにより、令和4年度の1か月分の掛金の上限は、②の平均標準報酬月額を用いて算出した45,444円（参考）となっています。

(9) 掛金の払込方法について

経理担当

- ① 掛金の払込方法は、次の「前納払込み」か「毎月の払込み」のいずれかを選択することができます。

【前納払込み】

- ア 掛金の割引適用の有無 — 有（前納割引率 4.0%複利）
イ 払込方法 — 掛金振込依頼書（共済組合発行）による銀行振込み

- ・事前申出の場合（2月中旬）

払込方法	前納払込期間	月数	払込期日※	備考
1年分一括払い	4月分～翌年3月分	12か月分	3月31日	振込依頼書は1枚
半年払い	4月分～9月分	6か月分	3月31日	振込依頼書は2枚
	10月分～翌年3月分	6か月分	9月30日	

- ・退職後申出の場合（年度末退職の場合、3/31～4/19）

払込方法	前納払込期間	月数	払込期日※	備考
1年分一括払い	4月分（割引無し）	1か月分	4月19日	振込依頼書は2枚
	5月分～翌年3月分	11か月分	4月30日	
半年払い	4月分（割引無し）	1か月分	4月19日	振込依頼書は3枚
	5月分～9月分	5か月分	4月30日	
	10月分～翌年3月分	6か月分	9月30日	

※ 払込期日までに払い込むと、割引の適用を受けることができます。

【毎月の払込み】

- ア 掛金の割引適用の有無 — 無
イ 払込方法 — 口座振替（自動引落し）又は掛金振込依頼書（共済組合発行）による銀行振込み

《 口座振替の場合 》

- ・りそな銀行の口座より口座振替（自動引落し）を行います。
- ・りそな銀行の口座をお持ちでない方はご利用いただけません。
- ・年度途中の加入の場合は、口座振替はご利用できません。
- ・口座振替の手続きが整うまでの期間（4月～6月）の払込みは、振込依頼書による払込みとなります。払込み方法は下記《掛金振込依頼書による場合》を参照してください。
- ・残高不足等により口座振替ができない場合は、振込依頼書による払込みとなります。

《 掛金振込依頼書による場合 》

- ・払込期日は、任意継続組合員資格を継続しようとする月の前月末日です。
なお、初回の払込期日は、退職の日から起算して20日以内となります。
- ・「掛金振込依頼書」により払い込む際、りそな銀行の窓口を利用する場合のみ振込手数料が不要です。

- ② 月の途中で退職し、引き続き任意継続組合員になられた方は、その月から任意継続掛金が必要となります。
- ③ 任意継続掛金を払込期限までに払い込まなかった場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。
- ④ 任意継続組合員に加入した月に資格喪失した場合、当該月分の掛金が必要となります。

(10) 福祉事業について

健康・福祉担当

令和5年度の任意継続組合員に対する主な福祉事業は下表の予定です。

年度途中で任意継続組合員の資格を喪失した場合は、その時点から利用できませんのでご注意ください。

事業の詳細については、任意継続組合員証交付時に配付の「令和5年度 任意継続組合員用 厚生事業のしおり」でご確認ください。

事業	利用
○半日ドック（共済健診）【抽選】 （申込期間は4月中を予定しています）	半日ドック（本人）のみ利用できます。 ただし、自己負担額やご利用条件等につきましては、「令和5年度 任意継続組合員用 厚生事業のしおり」または支部ホームページ（今冬に情報掲載予定）にてご確認ください。
○ 特定健康診査・特定保健指導 （年度末年齢40歳以上の方のみ）	対象者へ共済組合から案内します。
○ 大阪メンタルヘルス総合センターでのメンタルヘルス相談 ○ 近畿中央病院でのメンタルヘルス相談 ○ 無料法律相談（※令和6年度以降見直しを検討中） ○ トレーニング施設利用助成	現職の組合員と同じ条件で利用できます。
● 厚生施設宿泊利用補助 ● 会食利用補助 ● 長期組合員退職記念事業（※P.62参照） ● 結婚式場利用補助 ● 法要利用補助 ● ベビー用品等配付事業	利用できません。 ただし、厚生施設のうち共済組合が経営する施設については「宿泊施設特別利用者証」（P.60参照）提示により組合員料金で利用できます。

貸付事業については、任意継続組合員証交付時に配付の「任意継続組合員のしおり 2023」をご覧ください。

2. 退職後、再就職しない 又は任意継続組合員に加入しない場合

資格担当

退職後、国民健康保険に加入又はご家族の加入する健康保険の被扶養者になるために「資格喪失証明書」が必要な方は、「資格喪失証明書交付申請書」（共済様式）に組合員証及び被扶養者証・高齢受給者証(交付者のみ)を添えて、資格担当まで提出してください。

「資格喪失証明書交付申請書」（共済様式）は大阪支部ホームページから印刷してお使いください。

公立学校共済組合大阪支部 様式集 組合員資格等関係の様式

検索

3. 国民年金第3号被保険者資格喪失後の届出の手続きについて

資格担当

組合員が退職したことにより扶養されていた配偶者（20歳以上60歳未満の者）は、国民年金第3号被保険者の資格を喪失することになりますので、組合員の退職後速やかに該当する手続きをしてください。

ア 退職後、再就職する場合（就職先で健康保険制度の適用がある場合）

組合員が退職して再就職後、雇用先で健康保険制度の適用があり、引き続き配偶者（20歳以上60歳未満の者）を扶養される場合、配偶者は再び国民年金第3号被保険者となりますので、再就職先で手続きをしてください。

イ 退職後、再就職しない又は任意継続組合員に加入する場合（再就職し、就職先で健康保険制度の適用がない場合を含む）

扶養されていた配偶者（20歳以上60歳未満の者）は、組合員の退職後、国民年金第1号被保険者となります。住所地の市区町村の国民年金担当課で各自第1号被保険者への種別変更の手続きをしてください。

(参考)

種類	対象者	掛金
第1号被保険者	日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の者（第2号、第3号被保険者を除く）	国民年金の保険料納入
第2号被保険者	共済組合の組合員及び厚生年金保険の被保険者	共済年金・厚生年金の掛金納入
第3号被保険者	65歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者	保険料の納入なし 保険者が拠出金として納入

4. 退職後も受けられる短期給付について

医療担当

組合員が退職後、国民健康保険の被保険者又は家族が加入している健康保険の被扶養者（注1）の資格を取得した場合は、下表の短期給付を受けることができます。

（注1）傷病手当金を受給することにより健康保険の被扶養者になれない場合があります。退職後に扶養認定を予定されている場合は、事前に加入予定の健康保険組合等へご確認ください。

（給付金が恒常的収入に該当し、被扶養者としての認定基準を超える場合があります。）

また、退職後に任意継続組合員の資格を取得した場合は、下表の給付以外の短期給付も受けることができます。詳細については、任意継続組合員証の交付時に送付する「任意継続組合員のしおり」でご確認ください。

給付名	支給要件	給付額	提出書類
傷病手当金	<p>組合員期間が1年以上であった者が、公務によらない傷病による療養のため、勤務に服することができず、退職日において次の①又は②に該当し、退職後も引き続き療養のため勤務に服することができないとき</p> <p>①傷病手当金を受給中に退職した</p> <p>②退職日が療養のため勤務に服することができなくなった日から4日目以降であり、かつ退職日において療養のため勤務していない</p>	<p>支給開始日（注2）の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×平均額 × $1/22 \times 2/3 \times \text{日数}$</p> <p>（日数は土曜日及び日曜日を除く）</p> <p>※傷病手当金の支給期間は、1年6か月（結核性の病気については3年）です。</p>	<p>◇傷病手当金請求書（暦月単位で請求）</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職後に加入した健康保険証の写し 年金証書の写し（年金受給者のみ） <p>※支給要件②の場合、退職月の出勤簿の写し</p>
<p>※老齢厚生年金・退職共済年金・障害厚生（共済）年金・障害手当金及び障害基礎年金のいずれかの支給を受けることになったとき以後は、傷病手当金の額が老齢厚生年金等の額を上回るときに、その差額を支給します。</p>			
埋葬料	<p>組合員が退職後3か月以内に死亡したとき</p>	<p>50,000円（定額）</p>	<p>◇埋葬料請求書</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋火葬許可証の写し 退職後に加入した健康保険証の写し 退職時に被扶養者がおらず、実埋葬者が請求する場合は、埋葬に要した費用の「領収書」及び内訳書等（原本は確認後に返却します。）

（注2）退職日の翌日から傷病手当金の支給が開始する場合は、退職日となります。

5. 貸付金の返済手続きについて

貸付担当

(1) 退職手当からの控除について

退職時に貸付金の未償還元金がある方は、退職手当から控除します（手続き不要）。

なお、退職手当が支給されるまでの経過月数に応じ、利息が加算されます。

また、退職手当からの全額控除後に、当該貸付の「借用証書」を返付いたしますが、事務処理の都合上、返付は全額控除の1～2か月後になります。

退職手当から全額控除できない場合は、控除できなかった金額の振込用紙をお送りしますので、金融機関窓口にて納めてください。

(2) 全額繰上償還について【払込期限は、令和5年2月20日（月）です。】

令和5年3月末日退職予定で、退職前に自己資金にて返済を希望される方は、振込用紙を発行しますので、「全額繰上償還申出書（送付用）」を添付書類とともに令和5年1月25日（水）[必着]までに貸付担当へ送付してください。当日発行を希望される場合は、組合員証・印鑑を持参のうえ、令和5年2月20日（月）までに当支部窓口までお越しください。

※「全額繰上償還申出書（送付用）」は、公立学校共済組合大阪支部のホームページ[様式集（諸用紙のダウンロード）→資金の貸付関係の様式]からダウンロード（PDF形式）して使用してください。

(3) 団体信用生命保険に任意加入されている方

毎年4・5月に保険料の引き落とし日がある方は、退職後完済した場合であっても、1年分の保険料の引き落としが発生します。

引き落としの概ね2か月後に、完済後分の保険料が自動的に精算され口座に振り込まれますので、該当される方は、それまで指定口座を解約しないようにお願いします。

6. 「宿泊施設特別利用者証」の交付について

健康・福祉担当

公立学校共済組合直営の宿泊施設・保養所を利用される場合に、従前の支部事業である「厚生施設宿泊利用補助券」の交付は受けられませんが、「宿泊施設特別利用者証」を施設に提示すると、組合員料金で利用できます。（家族の方も組合員料金で利用できます。）

また、下記の共済組合が経営する施設に宿泊する場合も、「宿泊施設特別利用者証」を施設に提示すれば、当該共済組合の組合員料金で利用できます。（家族の方は一般料金です。）

「宿泊施設特別利用者証」は、年金グループから退職予定者へお渡しする書類一式に同封して交付いたします。

（小冊子「やすらぎの宿」にご案内を挟み込んでいます）

「宿泊施設特別利用者証」を使用できる共済組合

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ○地方職員共済組合 | ○東京都職員共済組合 |
| ○警察共済組合 | ○都市職員共済組合 |
| ○各市町村職員共済組合 | ○指定都市職員共済組合 |
| ○文部科学省共済組合 | ○全国市町村職員共済組合連合会 |
| ○日本私立学校振興・共済事業団 | ○国家公務員共済組合連合会 |
| ○防衛省共済組合 | |



7. 公立共済「福祉保険制度」に加入されている方へ

健康・福祉担当

(ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度)

退職後も「福祉保険制度」への継続加入(更新)が可能です。制度毎の継続可能期間は下表のとおりです。

	制度種別	継続加入可能期間
1	ファミリー年金、元気づくりサービスコース	【本人・配偶者共通】保険年齢84歳まで更新手続可能
2	傷病休職給付金	継続不可(退職日の属する月の末日で脱退)
3	入院費用給付金(女性疾病給付金を含む)	【本人・配偶者共通】保険年齢75歳まで更新手続可能 【子ども】保険年齢22歳まで更新手続可能
4	特定疾病給付金	【本人・配偶者共通】保険年齢75歳まで更新手続可能

- ※1 保険年齢とは、11月1日時点での満年齢を基に1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢のこと(例)保険年齢84歳:83歳6か月超84歳6か月まで
- 2 保険契約の内容は、退職(組合員資格喪失)時点のものとなり、追加、増額変更不可
- 3 配偶者及び子どもは、加入者本人が退職後も継続する制度に限り継続可能

★ 保険期間は1年間(毎年11月1日から翌年10月31日まで)です。

なお、脱退のお申出がない場合は、令和5年11月1日以降も自動更新となります。

脱退する場合は、原則、令和5年10月31日付けとなります。退職後の7月頃(予定)に、退職後の取扱いについてのご案内をご自宅へ送付します。

お問い合わせ先	: 公立学校共済組合 福祉保険制度担当
受付時間	: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 10:00～16:00
電話番号(通話料無料)	: 制度内容全般・登録内容の変更等 0120-778-599

8. アイリスプランに加入されている方へ

健康・福祉担当

○ 「年金コース」に加入されている方

退職される年齢（令和5年3月31日時点の年齢）によって手続きが異なります。

(1) 満60歳以上の方

脱退手続きに関するご案内を、ご自宅あてに送付（12月末予定）しますので、案内にしたがってお手続きください。

(2) 満60歳未満の方

必ず下記お問い合わせ先までご連絡ください。脱退手続きに関するご案内を送付します。

○ 「医療・日常事故コース」及び「介護保障コース」に加入されている方

退職後も継続可能です。解約希望の場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号(通話料無料)	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース 医療・日常事故コース	0120-491-294	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く。)
株式会社一ツ橋サービス	介護保障コース	0120-878-626	10:00～17:00

9. 長期組合員退職記念事業について

健康・福祉担当

受給条件を満たす方へ、ホテルアウィーナ大阪又は花のいえで利用できる施設利用券1万円分を贈呈します。資格喪失するまでの間にご申請ください。

受給対象者	当該年度内に退職予定の組合員であって、以下の条件を満たす方 1. 公立学校共済組合加入期間が通算25年以上であること 2. 申請時点で大阪支部の組合員資格を有すること ※過去に結婚25周年・永年勤続(単身者)記念事業の施設利用券の交付を受けた方は除く。
申請方法	○長期組合員退職記念施設利用券交付申請書(※) ○組合員証(コピー可)＝健康保険証 △返信用切手(414円)＜郵送申請の場合のみ＞
申請期間	退職(資格喪失)予定の年度中 退職年度時に公立学校共済組合加入期間が通算25年未満の場合又は大阪支部の組合員資格を有していない場合等であっても、その後、再任用等で組合員資格を再取得し、上記1及び2の条件を満たした場合は申請可能
贈呈品	施設利用券10,000円分(5,000円×2枚) ・ホテルアウィーナ大阪又は花のいえで利用可能 ・有効期限は、発行日から1年間

※申請書については、「令和4年度 厚生事業のしおり」P58または当支部HPに掲載しています。

お問い合わせ先

公立学校共済組合大阪支部

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目
(府庁別館3階)

月曜日～金曜日 (祝日及び年末年始を除く) 午前 9時 30分～正午、午後 1時～午後 5時

〈 電 話 番 号 〉

年金に関する事	年金担当	06-6941-2864
任意継続組合員の加入に関する事	資格担当	06-6941-3164
任意継続組合員の掛金に関する事	経理担当	06-6941-2857
短期給付に関する事	医療担当	06-6941-2867
「宿泊施設特別利用者証」の交付に関する事	健康・福祉担当	06-6941-3991
貸付金の償還に関する事	貸付担当	06-6941-2865
年金・生涯生活設計づくりの相談に関する事	年金等相談コーナー	06-6944-2088

〈 F A X 番 号 〉

F A X (各担当共通) 06-6941-3672

公立学校共済組合本部

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

年金相談センター 03-5259-1122

月曜日～金曜日 (祝日及び年末年始を除く) 午前 9時～午後 5時 30分

本資料は他に転載を厳禁する
令和4年12月作成
公立学校共済組合大阪支部

【コロナ対策済み】他のお客様との接触・飛沫感染を防止できる広めの完全個室

少人数
個室料
無料
ゆっくり
2時間

年金手続きのしおり 退職組合員様限定プラン



〈特別〉和洋御膳

お一人様 4,500円

(税・サ込)

【利用人数】2名様～10名様

【期間限定】2023.1.4～11.30

【オプション】フリードリンク お一人様 1,800円～
(税・サ込)

✓ 家族や友達との気軽な会食に

✓ 打ち合わせを兼ねた同窓会の幹事会に

お問合せはお電話にて

会議におすすめ

退職組合員とお伝えください
会議室をメンバー料金でご利用頂けます

駅近3分・リーズナブルな
アウイナをぜひご利用ください

お問合せはお電話にて



退職組合員様特別

宿泊プラン

1泊 朝食付

お一人様 7,500円(税・サ込)

【期間限定】2023.1.4～11.30

※除外日(土・祝前日、ホテル指定日)

1日3室・電話予約限定

※写真はすべてイメージです ※料理内容は食材の入荷状況により変更する場合がございます



ホテル アウイナ 大阪

<宴会・会議>06-6772-1445
(9:00～18:00)

<宿泊>06-6772-1441

ホームページ
awina-osaka.com



〒543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号

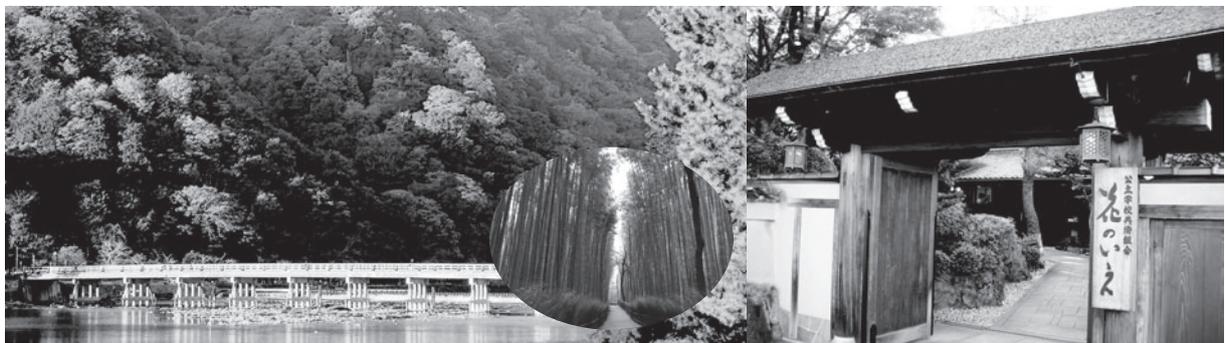
最寄駅…近鉄「大阪上本町」300m(徒歩3分) / 地下鉄「谷町九丁目」800m(徒歩10分)

大阪支部の“別荘”京都 花のいえへ

いよいよセカンドライフの幕開けですね。素敵な人生のワンシーンを“花のいえ”でお過ごしになりませんか? 『ちょっと別荘へ』感覚でお気軽にご利用くださいませ。

花のいえでは、新型コロナウイルス感染症対策として、検温をはじめ、定期的なアルコール消毒や客室の換気など、お客様が安心してご利用できる環境づくりを実践しています。

■ご宿泊：1泊2食付 12,342円～ ■ご昼食：2,900円～ (入浴用タオル付)



公立学校共済組合嵐山保養所

京都嵐山
花のいえ
角倉了以邸趾



〒616-8382 京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9番地
阪急嵐山駅から徒歩12分 / JR嵯峨嵐山駅南口から徒歩7分
京福・嵐電嵯峨駅から徒歩5分 / 京都バス角倉町バス停留所前
ご予約&お問い合わせは⇒TEL.075-861-1545

[ホームページアドレス] <https://hananoie.gr.jp/> 花のいえ 検索